

第3次

吉野ヶ里町男女共同参画基本計画

吉野ヶ里町

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 国際的な動向	3
5. 国内の動向	4
6. 佐賀県の動向	8
第2章 吉野ヶ里町の現状と課題	9
1. 統計からみる吉野ヶ里町の現状	9
2. アンケート調査から見る現状と課題	15
第3章 計画の理念と体系	17
1. 計画の基本理念	17
2. 基本目標	18
3. 計画体系	19
第4章 施策の展開	20
基本目標1 男女共同参画に関する意識の醸成	20
1-1 男女共同参画についての意識啓発	20
1-2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	22
1-3 地域や家庭における男女共同参画の推進	23
基本目標2 女性が活躍しやすい社会づくり ※女性活躍推進計画	24
2-1 就労や意思決定の場等における男女共同参画の推進	24
2-2 ハラスメント対策の推進	26
2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	27
基本目標3 暴力のない社会づくり ※DV被害者支援計画	28
3-1 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた取組の推進	28
3-2 相談支援体制の充実	29
3-3 こどもや若年層に対する取組の推進	30
3-4 被害者の保護・支援に関する取組の推進	31
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり	32
4-1 生涯にわたる健康の維持増進	32
4-2 地域防災における男女共同参画の推進	34
4-3 誰も取り残さないための支援	35

第5章 計画の推進	37
1. 計画の推進体制	37
2. 計画の管理と評価	37
3. 目標数値	38
資料編	40
1. 用語の解説	40
2. 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 委員名簿	44
3. 計画策定の経緯	45
4. アンケート調査結果（概要）	46

本文中に（※）のある用語等については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

日本国憲法では個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では国際社会の取組と連動して男女共同参画に関する取組が進められてきました。人口減少・少子高齢化が急速に進む社会において、男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会^(※)の実現に向けた取組は、近年さらに重要度が増してきています。

しかし、男女間の格差や性別による固定的役割分担意識等は、様々な場面においていまだに見られることがあります。また、家事・育児・介護等への男性の参画や、政策・方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もあることから、引き続き女性活躍の推進、働き方の見直し等、様々な取組を進めていく必要があります。持続可能な本町の未来のためにも、今後、あらゆる場面での女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス^(※)の考え方の浸透は大切な要素のひとつと考えられます。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止や、性的マイノリティ^(※)の人に対する配慮や理解等、多くの課題への対応が必要です。近年はコロナ禍により経済的な困窮状態に陥ったり、DVを受ける女性が表面化したりしたことから、女性に対する経済面での自立支援、暴力や虐待等に関する相談・支援の対応力強化も求められています。

このようなことから、本町では2011（平成23）年3月に男女共同参画社会基本法に基づき、「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画（DV被害者支援計画を含む）」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

本町の状況と社会的ニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めるため、「第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

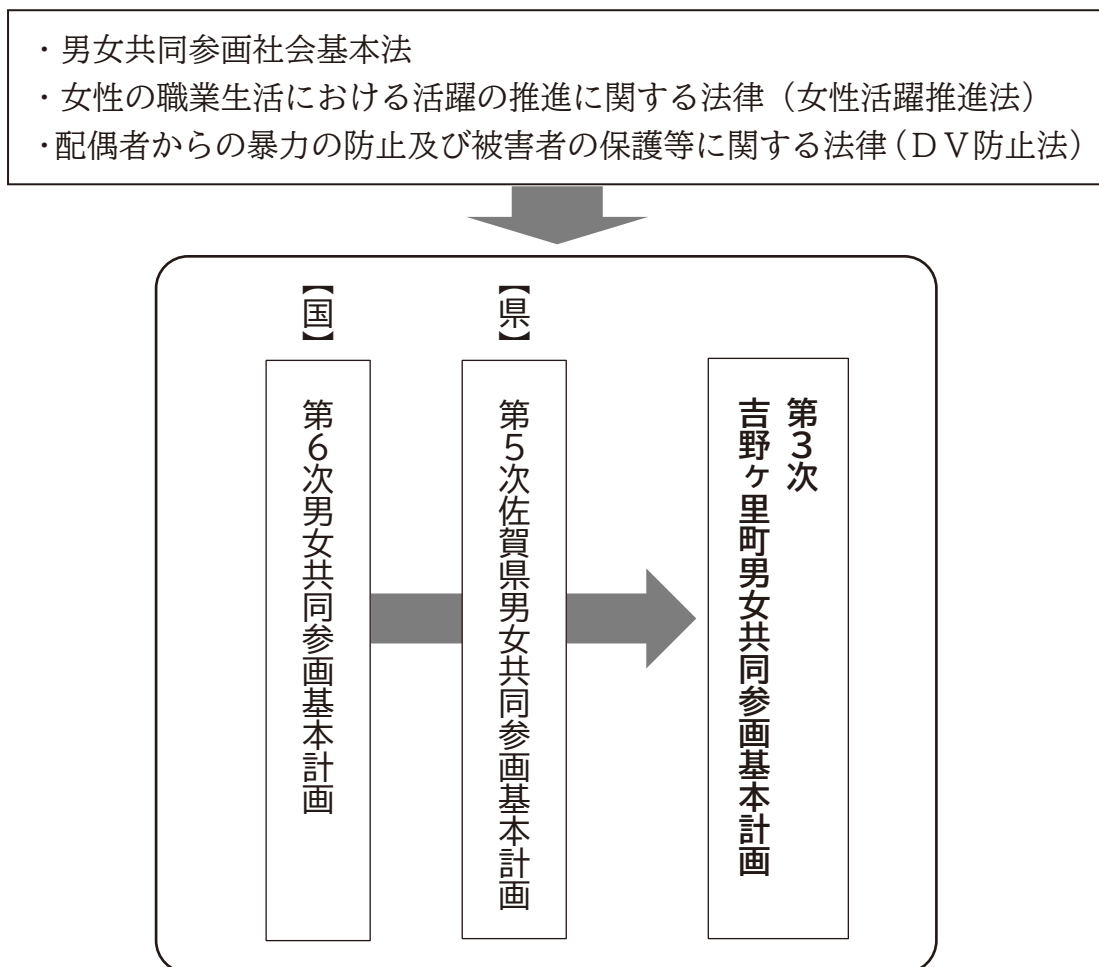
◆吉野ヶ里町の男女共同参画基本計画の経緯◆

計画名	計画期間
吉野ヶ里町男女共同参画基本計画	2011（平成23）年度～2020（令和2）年度
第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画 “さざんかプラン”	2021（令和3）年度～2025（令和7）年度
第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画 “さざんかプラン”	2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「男女共同参画基本計画」です。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画を包含しています。

《第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画の位置づけ》



3. 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間です。

4. 国際的な動向

国連が提唱した「国際婦人年」である1975（昭和50）年に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和54）年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を締約国が講じることとともに、慣習や慣行等、個人の意識改革も求められています。

1995（平成7）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領が採択されました。2000（平成12）年には、ニューヨークにおいて「女性2000年会議（国連特別総会）」が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。2020（令和2）年に開催された「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」では、いかなる国もジェンダー^(※)平等や女性と女児のエンパワーメント^(※)を達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習等に対する危惧が示され、更なる取組の重要性が確認されました。

また、2015（平成27）年には国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて取り組んでいます。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、女性や女児に対する差別や暴力等に終止符を打ち、全ての女性と女児のエンパワーメントを図ることが求められています。

《本計画と特に関連が深いSDGs》



1. あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを行う
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
10. 国内及び各国家間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント^(※)）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会^(※)を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発の実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ^(※)を活性化する

コラム ● 政治・経済活動分野でのジェンダー・ギャップ^(※) ●

2025(令和7)年6月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数」において、我が国は118位(148か国中)と非常に低い結果となっています。

毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移を見ても、我が国は、常に低い順位となっています。特に「経済活動」や「政治」の分野において男女の格差が大きいことから、男女共同参画において取り組むべき重要な課題と考えられます。

■ ジェンダー・ギャップ指数 ■

(148か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.798	0.990	0.960	0.954	0.926
フィンランド(2位)	0.815	1.000	0.971	0.728	0.879
ノルウェー(3位)	0.776	0.995	0.959	0.721	0.863
↓					
英国(4位)	0.744	1.000	0.965	0.643	0.838
↓					
米国(42位)	0.762	1.000	0.973	0.291	0.756
↓					
韓国(101位)	0.608	0.980	0.976	0.182	0.687
↓					
中国(103位)	0.726	0.935	0.947	0.135	0.686
↓					
日本(118位)	0.613	0.994	0.973	0.085	0.666

資料:The Global Gap Report 2025

上表から、日本は、特に「経済活動」や「政治」の分野で指数が低いことがわかります。

5. 国内の動向

1975(昭和50)年に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、1977(昭和52)年に女性行政関連施策の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。そして、1985(昭和60)年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」を制定する等、国内法の整備が進められました。

1999(平成11)年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000(平成12)年には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、「男女共同参画基本計画」は第2次~第4次と改定が進み、2020(令和2)年には第5次男女共同参画基本計画が策定されました。

分野毎での動きを見ていくと、労働分野では、1991(平成3)年に「育児休業^(※)等に関する法律(育児休業法)」、2015(平成27)年8月には「女性活躍推進法」が、そして2018(平成30)年には多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するとして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する

法律（働き方改革関連法）」が制定され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止を図る関連法が順次施行されました。また、2019（令和元）年には「女性活躍推進法」の改正により、一般事業主行動計画^(※)の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化等が行われました。この間、「育児休業法」は度重なる改正が行われ、2021（令和3）年には「育児休業、介護休業^(※)等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正により、希望に応じて性別等にかかわらず仕事と育児等を両立できるよう、出生時育児休業（産後パパ育休）制度等が盛り込まれました。また、2024（令和6）5月の同法改正（2025（令和7）年4月より段階的に施行）により、仕事と育児・介護を両立できるよう柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されました。

政治分野では、2018（平成30）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました。

性犯罪や暴力に関する分野では、2001（平成13）年に「DV防止法」が施行され、2017（平成29）年には性犯罪に関する「刑法」の大幅改正により強姦罪が強制性交^(※)等罪（2023（令和5）年改正により、現在は不同意性交等罪）へ改められ、監護者性交等罪が新設される等、犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られました。また、2019（令和元）年には、「DV防止法」の改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化するとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれること等が盛り込まれました。さらに、2023（令和5）年5月に「DV防止法」が改正され、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化等について、一部の規定を除き、2024（令和6）年4月から施行されました。

コロナ禍において表面化した課題への対応として、孤独・孤立対策や保護更生等の観点から複雑化・複合化した困難な問題を抱える女性への支援について、2022（令和4）年5月に「困難女性支援法」が制定され、2024（令和6）年4月に施行されました。

ア. 国の男女共同参画基本計画

国の「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」は、新型コロナウイルス感染症拡大によって表面化した課題や、我が国のジェンダー・ギャップ指数の低さ、性別にとらわれない多様な人々の包摂等、様々な観点を考え、2020（令和2）年12月に閣議決定されました。

そして、新たな計画となる「第6次男女共同参画基本計画（以下「第6次計画」という。）」のため、2026（令和8）年3月に「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が男女共同参画会議から内閣総理大臣に答申されました。この答申内容を受けて、第6次計画が策定される予定です。

◆第6次計画に掲げられる「目指すべき社会」

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

◆第6次計画における「基本的な視点」

男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものである。

◆第6次計画における「政策の柱」

- I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現
 - 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
 - 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
 - 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
 - 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
 - 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
 - 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進
- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
 - 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
 - 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
 - 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

資料：「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」※令和8年3月

イ. 女性活躍・男女共同参画の重点方針について

2025（令和7）年6月10日、内閣府男女共同参画局において、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」が決定されました。重点方針2025では、以下の5つの重点事項（Ⅰ～Ⅴ）等を定めています。

◆女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）

Ⅰ 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

- (1) 全国各地における女性の起業支援
- (2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり
- (3) 地域における人材確保・育成及び体制づくり
- (4) 地域における安心・安全の確保

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- (1) 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
- (2) 仕事と育児・介護の両立の支援
- (3) 仕事と健康課題の両立の支援
- (4) 職場等におけるハラスメントの防止

Ⅲ あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

- (1) 企業における女性活躍の推進
- (2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進
- (3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進
- (4) 国際的な分野における女性活躍の推進等

Ⅳ 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

- (1) 配偶者等への暴力への対策の強化
- (2) 性犯罪・性暴力対策の強化
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
- (5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援
- (6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

Ⅴ 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

- (1) 男女の性差に配慮した施策の推進
- (2) 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

6. 佐賀県の動向

佐賀県は、2021（令和3）年に「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。人口減少や高齢化といった大きな課題に対応しながら、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」の実現を確実なものにしていくため、県・市町・関係機関や団体等と連携し、女性が家庭・地域・職場等あらゆる場で能力を発揮できる環境整備を進めていくことを目指しています。

◆第5次佐賀県男女共同参画基本計画の体系

※計画期間：2021（令和3）年度～2026（令和8）年度

基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女が個人として尊重される社会 2. 社会における制度又は慣行についての配慮 3. 政策等の立案及び決定への共同参画 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立 5. 国際社会の動向を踏まえた取組
------	---

基本的方向	重点目標
1 男女共同参画推進の基盤づくり	<ol style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成 (2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成
2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり	<ol style="list-style-type: none"> (3) 男女間のあらゆる暴力の根絶 (4) 生涯を通じた男女の健康支援 (5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備 (6) 防災・復興における男女共同参画の推進
3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり	<ol style="list-style-type: none"> (7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革 (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

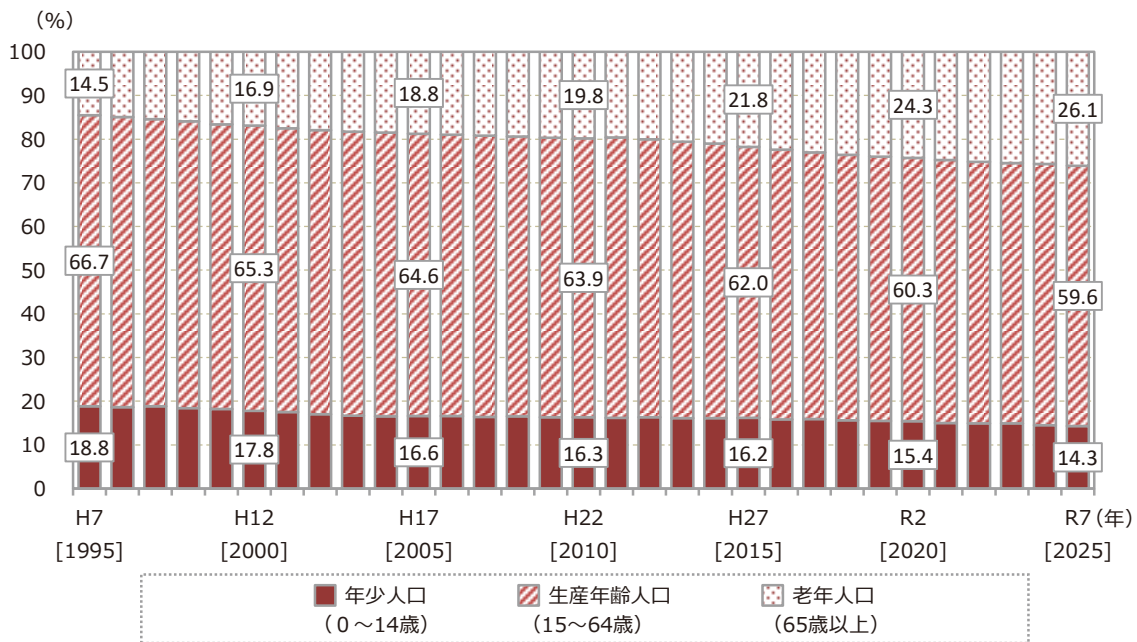
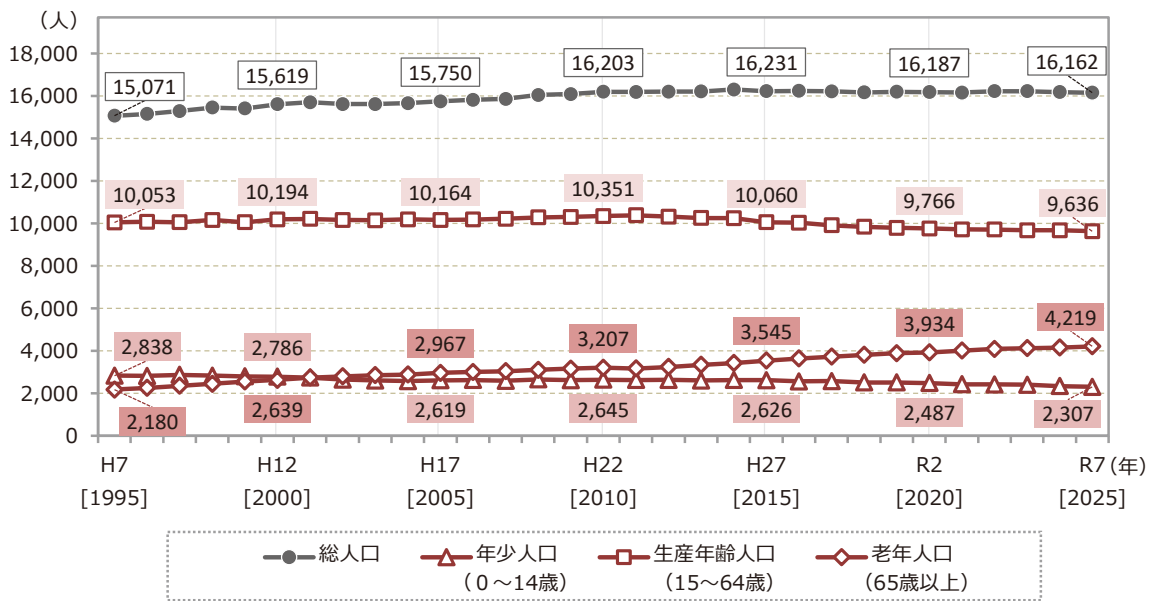
第2章 吉野ヶ里町の現状と課題

1. 統計からみる吉野ヶ里町の現状

(1) 人口の推移

近年、本町の総人口は平成22年以降、横ばいで推移していますが、3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少しており、老年人口（65歳以上）は増加しています。

◆総人口及び年齢3区分別人口の割合の推移◆

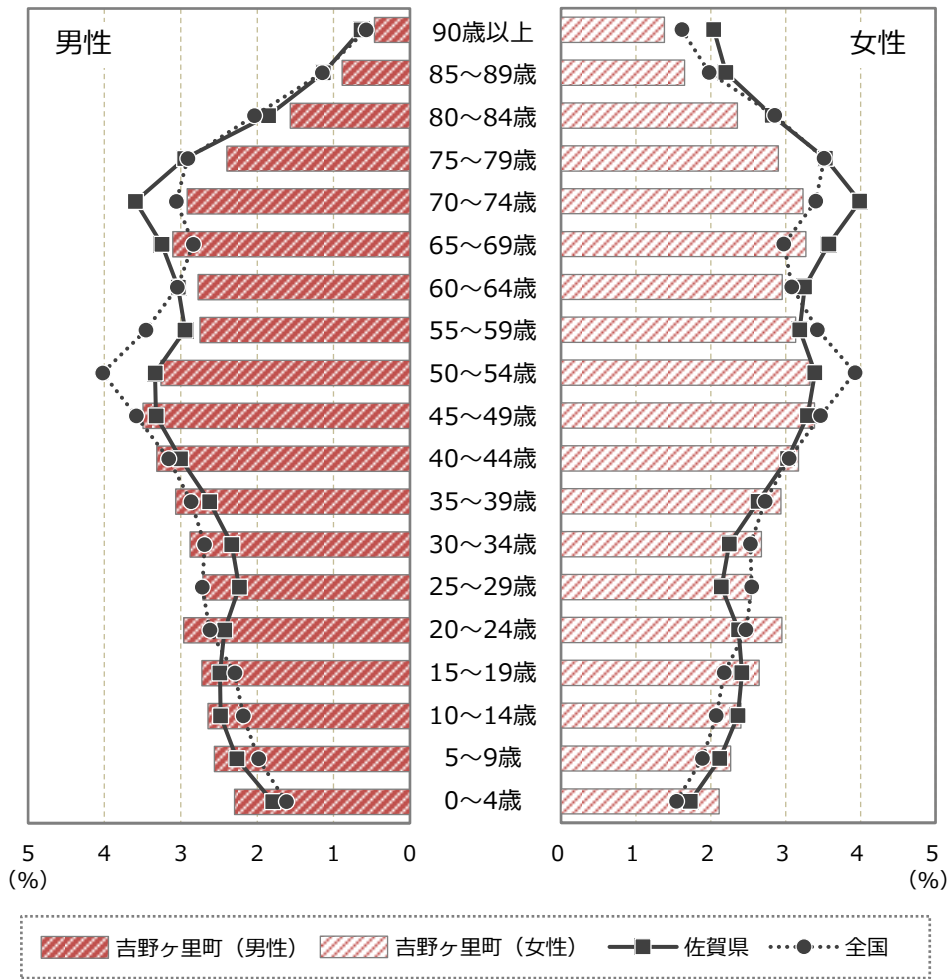


資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(2) 5歳階級別人口比

本町の5歳階級別人口比は、全国と比べて、男女ともに0～24歳の割合が高く、50歳代と75歳以上の割合が低いことが特徴的です。

◆5歳階級別人口比の構成◆

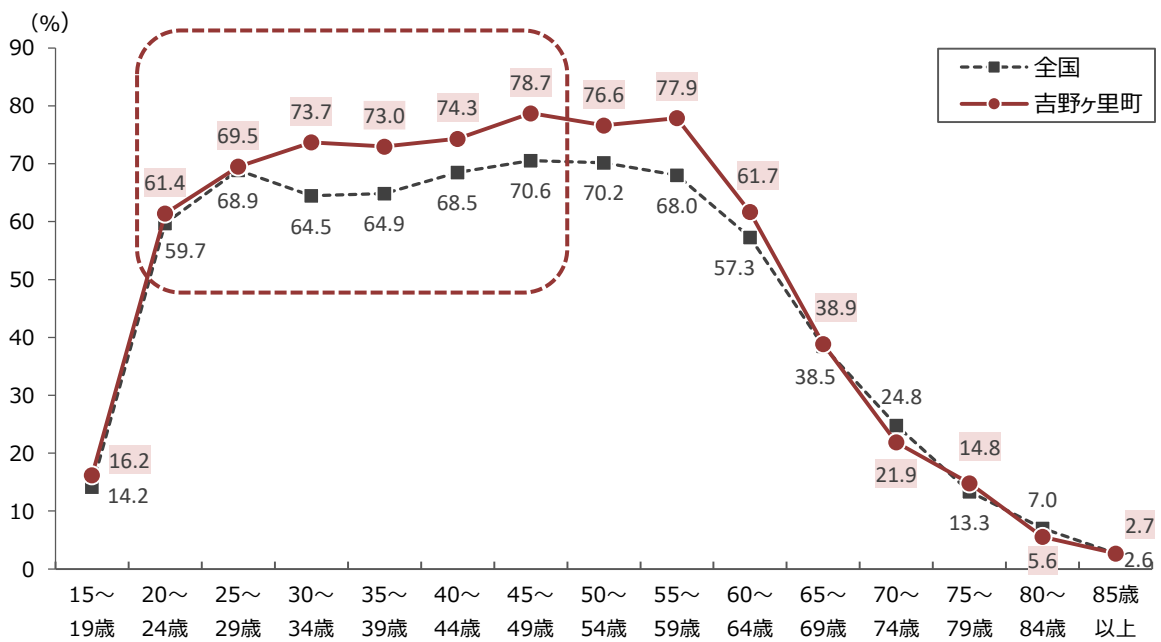


資料：総務省「住民基本台帳」※2025（令和7）年1月1日時点

(3) 女性の就業状況

本町の女性の就業状況のうち子育て世代と言える 20～40 歳代を見ると、就業率は全国平均と比べて 30 歳以上で高くなっています。なお、結婚・妊娠・出産等の理由により離職する女性が多いことによる、いわゆる「M字カーブ」はほとんど見られない状況です。

◆年齢階級別女性の就業率◆

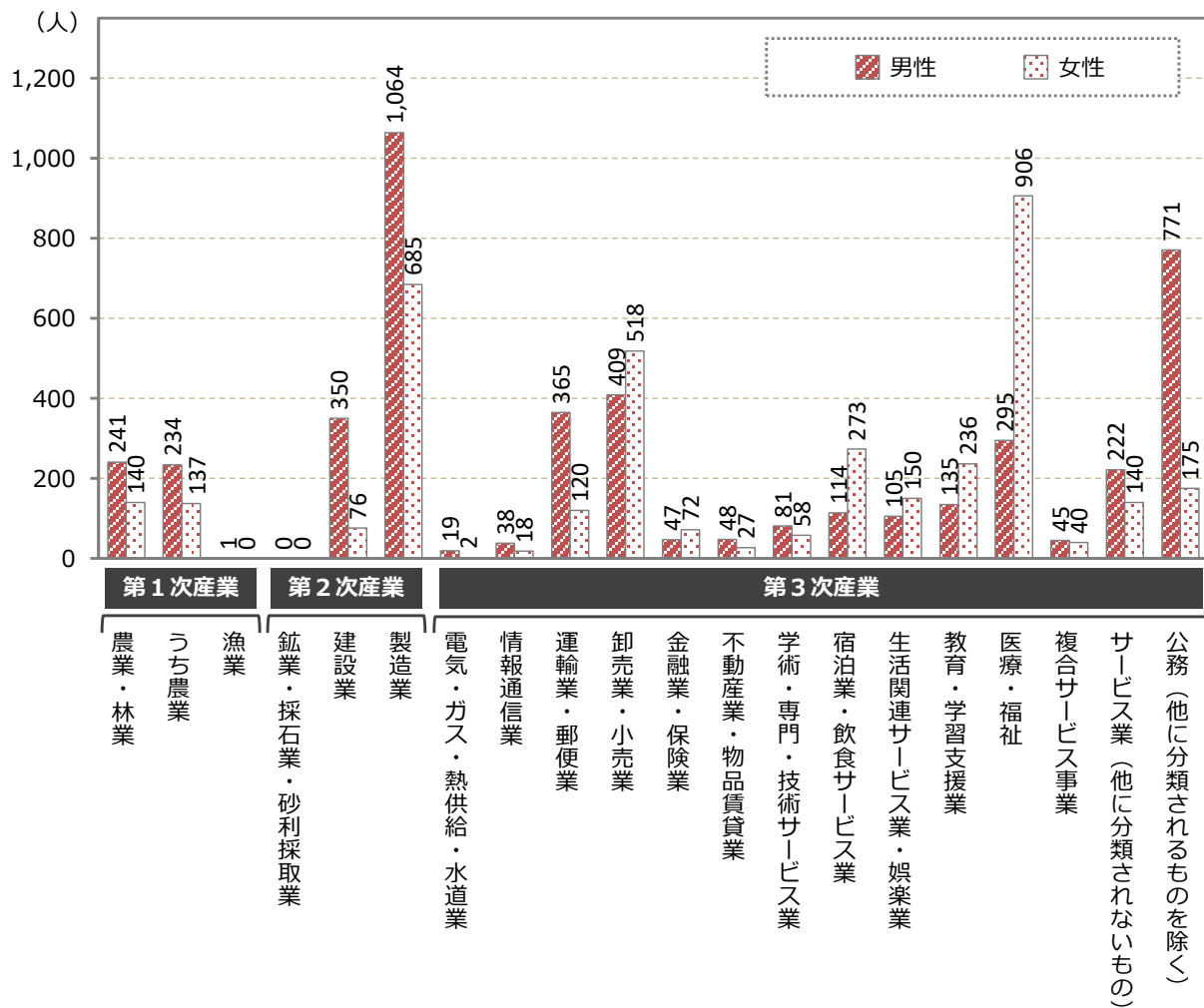


資料：総務省「国勢調査」2020（令和2）年

(4) 産業人口

男女別産業人口は、男性では「製造業」が最も多く、次いで、「公務」、「卸売業・小売業」の順となっています。また、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「製造業」、「卸売業・小売業」の順となっています。

◆男女別産業人口◆



資料：総務省「国勢調査」2020（令和2）年

(5) 本町における公職等の女性参画

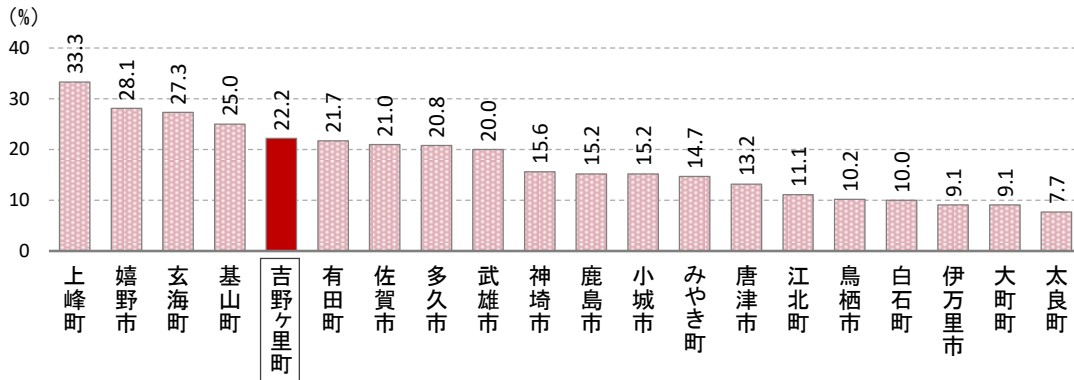
- 職員における管理職に占める女性の割合は、22.2%（4／18名）です。
- 審議会等の委員に占める女性の割合は、25.8%（32／124名）です。
- 防災会議の委員に占める女性の割合は、16.7%（2／12名）です。
- 自治会長に占める女性の割合は、0%（0／39名）です。

■女性参画に関する主な指標

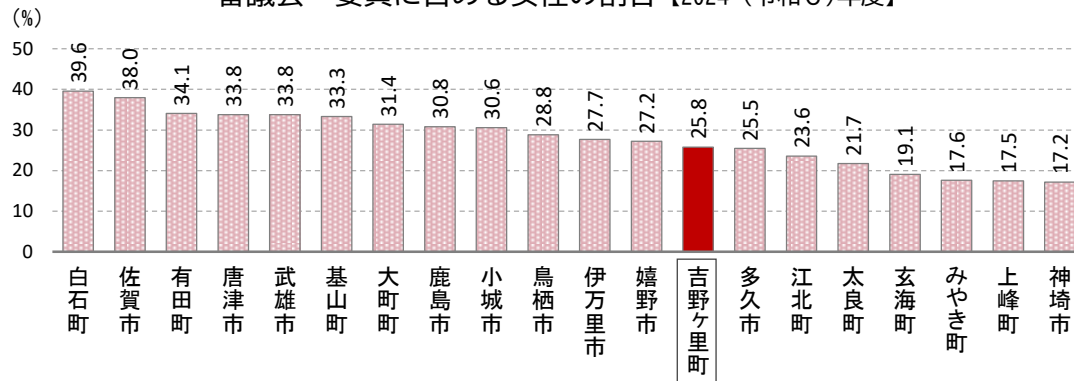
	令和6（2024）年度		
	県内順位	実数	割合
公務員 管理職に占める女性の割合	5位	4人 / 18人	22.2%
審議会 委員に占める女性の割合	13位	32人 / 124人	25.8%
防災会議 委員に占める女性の割合	7位	2人 / 12人	16.7%
自治会 自治会長に占める女性の割合	12位	0人 / 39人	0%

資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
内閣府女性活躍推進法「見える化」サイト ※令和6年度

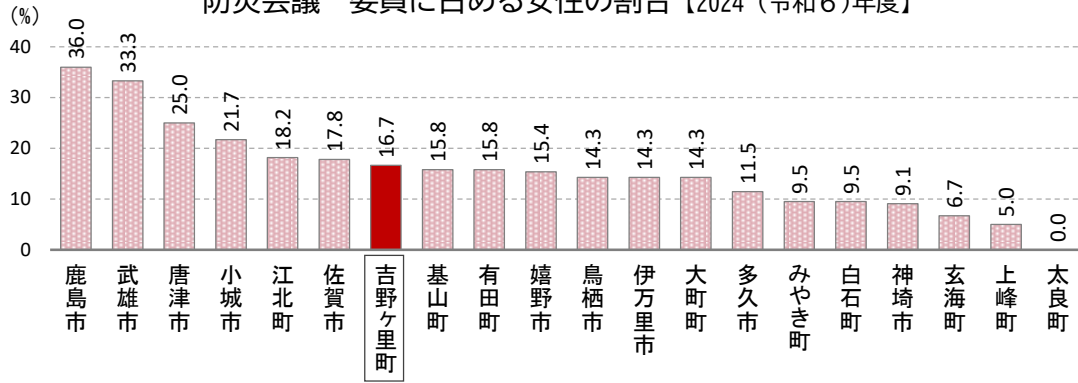
公務員 管理職に占める女性の割合【2024（令和6）年度】



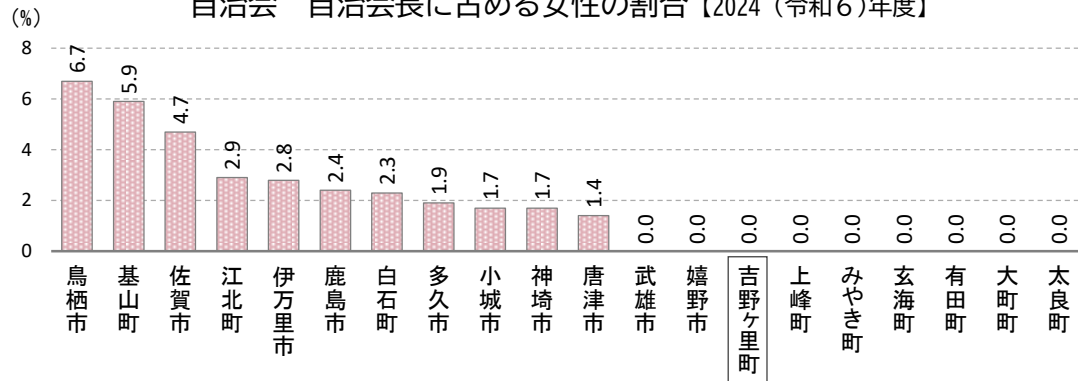
審議会 委員に占める女性の割合【2024（令和6）年度】



防災会議 委員に占める女性の割合【2024（令和6）年度】



自治会 自治会長に占める女性の割合【2024（令和6）年度】



出典：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
 (内閣府女性活躍推進法「見える化」サイト) 2024（令和6）年度

2. アンケート調査から見る現状と課題

本計画策定の基礎資料とすることを目的に、町民、町職員、事業所を対象として男女共同参画に関する考えや意見に関する調査を実施しました。

1. 概要

《実施期間》 令和7年9月1日～9月16日

《対象者及び回収率》

対象者	対象人数	回収数	回答率
18歳以上の町民	2,000人	796人	39.8%
町内の中学3年生	170人	149人	87.6%
町職員全員	152人	117人	77.0%
本町に所在する事業所	39事業所	17事業所	43.6%

※主な設問に対する結果は「資料編」に掲載しています。

2. 調査結果から見える課題

■男女平等の意識について

「夫（男性）は外で働き、妻（女性）は家庭を守るべきである」という問に対して、“そう思わない”の割合は、町民で76.8%、職員で86.3%、中学生で76.5%でした。また、「男女は平等になっていると思いますか（社会全体で）」という問に対して、「どちらかといえば男性が優遇」の割合は、町民で58.2%、職員で51.3%、中学生で27.5%と、いまだに男性優遇の意識が強くなっています。男女共同参画の意義を理解し、町民の意識を変えていく取組が必要です。

■女性の就労について

「女性が働くうえで支障となるのはどのようなことだと思いますか」という問に対して、「家事の負担」、「家族への世話の負担」、「子育て支援体制が十分でない」の割合が高くなっています。子育て支援の充実に取り組むとともに、女性だけが育児や家事に積極的にかかわるのではなく、男性もまた育児や家事に積極的にかかわっていける意識啓発が必要です。また、「あなたの働く場では、女性と男性は平等だと思いますか」という問に対する回答結果を見ると、「募集・採用」、「賃金・昇給」、「昇進や昇格」、「能力評価・査定」、「教育訓練や研修」について男性優遇の状況にありますが、「有給休暇の取得」、「育児休業・介護休業等の取得」については女性優遇の状況にあります。性別等にかかわらず、個

人の能力を十分に発揮できるよう、町が率先して見本を示すとともに、民間事業所等に周知・啓発する必要があります。

■ワーク・ライフ・バランスについて

「日常生活の『仕事』と『家庭生活』のバランスについて、実際の優先度をお答えください」という問に対して、「仕事と家庭生活（プライベートな時間）を両立している」の割合は、町民で35.6%、職員で32.5%と3割強にとどまりました。町民が仕事と家庭生活を充実して過ごすことができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発に努める必要があります。

■ハラスメントやDVについて

「これまでにセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)をしたり、されたり、見聞きしたことがありますか」という問に対して、「されたことがある」の割合は、町民で13.4%、職員で15.4%でした。そのうち、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしなかった割合は町民で61.4%、職員で56.8%となっています。また、「夫婦や恋人同士等の親しい間柄で、今までにしたり、されたりしたことがありますか(大声でどなる、威圧的な物言いをする)」という問に対して、「されたことがある」の割合は、町民で12.4%、職員で17.1%でした。あらゆるハラスメントやDVに関して周知・啓発するとともに、ハラスメントやDVを受けた人が相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

■性の多様性について

「『LGBTQ+^(※)』という言葉を知っていますか」という問に対して、「言葉も内容も知っている」の割合は、町民で42.8%、職員で76.1%、中学生で32.2%でした。また、「今までに自分のからだの性、こころの性または性的指向(同性愛等)に悩んだことがありますか」という問に対して、「悩んだことがある」の割合は、町民で2.9%、職員で0.9%、中学生で10.1%でした。性の多様性について周知・啓発し、性別にかかわらない社会づくりへの理解を促進する必要があります。

■男女共同参画の認知度や施策全般について

「『男女共同参画』という言葉を知っていますか」という問に対して、「言葉も内容も知っている」の割合は、町民で47.1%、職員で82.9%、中学生で34.2%でした。また、「男女共同参画社会の実現を目指し、今後、吉野ヶ里町はどのようなことに力を入れればよいと思いますか」という問に対して、「各種福祉サービス等の充実」、「育児や介護等への配慮や、仕事と家庭生活のバランスを雇用者(事業所等)に働きかける」、「相談窓口の周知と充実」の割合が高くなりました。このような結果を踏まえ、家庭、学校、地域等において男女平等に関する教育・学習の機会提供や、各種福祉サービスの充実、相談窓口の周知等に努める必要があります。

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

本町ではこれまで、町民一人ひとりが自分を認め、他者を認めて、いきいきと生きられる持続可能な男女共同参画社会の実現を目指して施策を展開してきました。

これまでの基本理念を本計画にも引き継ぐとともに、国の第6次計画の基本的な視点である「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (well-being) を実現する社会形成に資するもの」の趣旨を踏まえて、次のとおり新たな基本理念を設定します。これにより、これまで取り組んできた施策を一層充実し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策をさらに推進していくこととします。

《基本理念》

私よし・あなたよし・未来よし

～性別にかかわらず幸せを実感できるまち 吉野ヶ里町～



2. 基本目標

本計画で目指す姿を実現するため、次の4つの基本目標を設定して男女共同参画の施策を推進します。

基本目標1 男女共同参画に関する意識の醸成

男女共同参画の推進には、性別等にかかわらず人権の尊重と男女共同参画の正しい理解を進めることが必要です。このため、各種啓発活動や学校教育・生涯学習、研修等により男女共同参画に関する周知・啓発に取り組み、町民や町職員等の意識醸成を図ります。

基本目標2 女性が活躍しやすい社会づくり ※女性活躍推進計画

社会で活躍したいと希望する女性が、その個性や能力を存分に発揮できる社会の実現が求められています。このため、本町の政策決定や地域活動、就労等のあらゆる面において、性別等にかかわらず参画できる環境づくりを進めていきます。

基本目標3 暴力のない社会づくり ※DV被害者支援計画

暴力や虐待等のない環境づくりが必要であり、「DV防止法」の趣旨を踏まえ、DV防止・根絶に向けた取組や相談支援体制の充実、二次被害の予防等の取組を進めます。

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

性別等にかかわらず健康であり続けることが自らの幸せにつながります。そのため、生涯にわたる心身の健康について様々な支援を行います。

また、防災面における女性の意見反映ができる環境づくりを進めるとともに、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等、あらゆる状況の様々な立場の人に対する支援に取り組みます。

3. 計画体系

基本目標	施策項目
1 男女共同参画に関する意識の醸成	1-1 男女共同参画についての意識啓発
	1-2 男女共同参画に関する教育・学習の推進
	1-3 地域や家庭における男女共同参画の推進
2 女性が活躍しやすい社会づくり ※女性活躍推進計画	2-1 就労や意思決定の場等における男女共同参画の推進
	2-2 ハラスメント対策の推進
	2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進
3 暴力のない社会づくり ※DV被害者支援計画	3-1 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた取組の推進
	3-2 相談支援体制の充実
	3-3 こどもや若年層に対する取組の推進
	3-4 被害者の保護・支援に関する取組の推進
4 安心して暮らせる環境づくり	4-1 生涯にわたる健康の維持増進
	4-2 地域防災における男女共同参画の推進
	4-3 誰も取り残さないための支援

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画に関する意識の醸成

1-1 男女共同参画についての意識啓発

【施策の方向性】

男女共同参画を推進するため、町民一人ひとりの男女共同参画に対する意識を育むことは重要です。

これまで本町では、町の広報媒体（広報誌やホームページ）やパンフレット等を活用し、様々な機会において啓発に努めてきました。しかし、依然として固定的な性別役割分担意識等が社会の様々な分野に根強く残っており、引き続き男女共同参画に関する意識の浸透や理解の促進に努める必要があります。

このため、多様な媒体による広報や講座の実施等により、町民が男女共同参画の意義を理解し、社会制度や慣行の見直しにつながる啓発活動に取り組みます。

【施策と主な取組の内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	広報・啓発活動の推進	○町の広報媒体等を活用した町民や企業・各種団体等へ男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行うとともに、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮します。 ○男女共同参画に関連する国際規範・基準について様々な機会を通して周知を図ります。	財政協働課
2	男女共同参画に関する講座等の開催	○男女共同参画に関する講座等を開催して人権尊重や男女共同参画に関する周知・啓発を行い、町民の意識醸成を図ります。	財政協働課 社会教育課
3	男女共同参画に関する図書等の紹介	○男女共同参画を推進する図書等を紹介し、町民に男女共同参画社会の実現のための啓発を行います。	財政協働課 社会教育課 学校教育課
4	庁内における情報提供・啓発の推進	○町職員が男女共同参画についての意識・理解を深め、積極的に取り組めるよう、庁内における情報提供や啓発の充実に努めます。	財政協働課

No	施策	主な取組	主な担当課
5	町職員研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、町職員に対して職員研修を実施します。 ○国・県、市民団体等が主催する講演会や研修、イベントの周知と参加を呼びかけます。 	財政協働課
6	固定的性別役割分担意識等の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○性別による役割分担意識や社会制度・社会通念・習慣等にこだわることなく、固定的性別役割分担意識の見直しにつながるよう啓発を行い、世代や性別を超えた意識改革を図ります。 	財政協働課

1-2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

【施策の方向性】

男女共同参画を推進するには、幼少期から男女が互いの人格や個性を尊重し、協力し合う心を養うことが重要です。

このため、幼少期から生涯にわたり、男女平等の視点に立った教育の機会を提供するとともに、教育関係者に対する男女共同参画の意識の醸成にも取り組みます。

【施策と主な取組の内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	幼児期における男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○相手を思いやる気持ちや協力することの大切さ等、就学前の段階から心を育てる教育・保育を行います。 ○性別にとらわれない幼児教育・保育を行う等、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。 	こども・保健課 学校教育課
2	学校教育における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○共感や思いやりの心を育むとともに、個性を大切にされた教育の推進に努め、性別や民族・国籍に関係なく、互いを認め合う意識の形成を図ります。 ○性別にとらわれず、能力や適性で主体的に進路選択できる等、社会人としての自立を目指した教育を推進します。 	学校教育課
3	教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるため、教育関係者や保護者等に対し、情報提供や研修会、講演会等の充実に努めます。 	学校教育課
4	男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習において男女共同参画の視点を取り入れ、多様な選択を可能にする学習機会の充実に努めます。 	社会教育課

1-3 地域や家庭における男女共同参画の推進

【施策の方向性】

地域や家庭生活において性別等にかかわらず役割を担うことは、最も身近な男女共同参画の実現といえます。

このため、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、地域や家庭生活において男女が共に役割を果たすことができる意識を醸成するとともに、男性の家事・介護能力向上のための学習機会の提供により、性別等にかかわらず協力して家庭生活を営むことができる環境づくりを進めます。

【施策と主な取組の内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	家庭生活への男性の参加を促すための取組	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画講座やチラシの配布等を通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。 ○家庭における男性の役割を高めるための実践講座を実施します。 ○母子健康手帳交付や乳幼児健診等の機会を活用し、意識啓発や情報提供を行い、父親の積極的な子育てを推進します。 	総務課 財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	男女共同参画に向けた講演会等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会における男女共同参画の促進に向け、国や県等が主催する講演会や学習会の情報提供を行い、積極的な参加を促進します。 	財政協働課
3	男女ともに活躍できる地域づくりに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○性別にかかわらず、誰もが能力を発揮できる環境づくりのために、地域リーダーを中心として、地域での慣行の見直しを推進します。 	財政協働課
4	地域活動に参画しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への積極的な参加を呼びかけ、誰もが自主的に参画しやすい環境づくりに努めます。 	全庁

基本目標 2 女性が活躍しやすい社会づくり ※女性活躍推進計画

2-1 就労や意思決定の場等における男女共同参画の推進

【施策の方向性】

性別等にかかわらず個人能力を十分に発揮できるよう、雇用の機会均等と待遇の確保等、職場環境の充実が求められます。このため、関係法令の情報提供をはじめ、企業への広報や周知啓発により、男女が共に活躍できる職場づくりを啓発します。

また、本町では政策や方針の決定過程に女性の参画を進めています。引き続き、行政だけでなく、地域や企業においても、性別等にかかわらず多様な意見を反映できるように、様々な方針決定の場に女性が登用される機運の醸成や活躍の場の提供に取り組んでいきます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	企業への情報提供	○町内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や関係する法律及び国・県の補助等の優遇施策の情報提供を行うため、町の広報誌、ホームページやパンフレット等を活用し、普及・啓発に努めます。	商工観光課
2	女性の就労・能力開発のための支援	○女性のエンパワーメント（能力開化）のための、学習機会や情報を提供します。 ○出産や育児等で離職した人が再就職できるように情報を提供します。 ○性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置と女性の管理職登用に努めます。	財政協働課 商工観光課 総務課
3	働く女性の登用促進	○職場における女性の採用拡大や、女性の管理職への登用等、積極的な改善措置の周知及び取組への働きかけを行います。	総務課 商工観光課
4	女性の健康上の特性への配慮	○女性が働きやすい環境を整備するため、女性の健康上の特性について職場での理解を深められるよう取り組みます。	総務課
5	起業・創業者に対する支援	○性別にかかわらず、起業・創業を目指す人に対して、起業・創業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供等、支援の充実を図ります。	商工観光課

No	施策	主な取組	主な担当課
6	自営業における女性参画の推進	○農業団体や商工会等と連携して、女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や女性のエンパワメントを目的とした学習会等の情報提供を行い、女性リーダーや女性起業家の育成に努めます。	農林課 商工観光課
7	地域への女性参画の推進	○地域活動において女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、地域役員等においても女性の割合が高まるよう啓発します。	総務課 社会教育課
8	審議会委員の登用率の向上	○各種審議会、委員会等における委員の選出方法の見直しや公募の拡大等により、女性委員の登用を促進します。	全庁

2-2 ハラスメント対策の推進

【施策の方向性】

ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^(※)等）は、重大な人権侵害です。

ハラスメントの背景には、固定的性別役割分担意識や社会的地位等の問題があると言われています。このため、被害防止に向けた正しい認識を啓発していくとともに、ハラスメントを受けた場合、職場や公的な機関等で相談できる環境づくりを進めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	各種ハラスメント対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、企業における様々なハラスメントを防止するため、関係法令等の周知と遵守の啓発に努めます。 ○町の広報媒体（広報誌、ホームページ）等を活用し、ハラスメントに関する広報・啓発を行います。 ○町職員がハラスメントについての意識・理解を深め、その対策に積極的に取り組めるよう、庁内における情報提供や啓発の充実に努めます。 	総務課 商工観光課
2	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメントに関する相談について受け付けるとともに、相談内容等に応じた対応策や専門機関の相談窓口等の情報提供を行います。 	総務課 商工観光課

2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向性】

幸福度の高い人生や円満な家庭生活を過ごすためには、職場における長時間労働の解消や育児休業・介護休業等の取得促進、フレックスタイム^(※)制度やテレワーク^(※)の導入等、仕事と生活の調和が図れる環境づくりが大切です。

このため、ワーク・ライフ・バランスの視点による取組により、町民が仕事と家庭を両立しながら暮らせるまちづくりを進めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する町内企業への周知	○ワーク・ライフ・バランスの観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業等、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、町内企業への働きかけを促進します。	商工観光課
2	子育て支援の充実	○核家族化や共働き世帯等に対応するため、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育等の保育サービスの充実に努めます。 ○保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学1年生～小学6年生)の健全育成を図る学童保育のさらなる充実を図ります。また、放課後児童支援員等の研修を充実させ質の向上を図ります。	こども・保健課 社会教育課

基本目標3 暴力のない社会づくり ※DV被害者支援計画

3-1 ジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた取組の推進

【施策の方向性】

配偶者からの暴力（DV）、恋人等からの暴力（デートDV）等は外部から発見が困難な家庭内や親密な関係で行われるため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。また、被害者の多くが女性であり、その背景には、性別等による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識、経済的格差等の社会状況があると言われてしています。

このため、暴力等の行為が未然に防がれるよう啓発に努めるとともに、被害にあった場合の対応や相談機関について広報・周知を行います。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	あらゆる暴力・虐待の根絶のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力（DV）、恋人等からの暴力（デートDV）等に関して、町の広報媒体等を活用して広報・啓発を推進します。 ○人権擁護委員や民生委員・児童委員等、地域の関係者と連携を取り、積極的な広報活動を行います。 	総務課 財政協働課 こども・保健課 福祉課
2	相談機関の広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、ホームページ等を活用し、配偶者暴力相談支援センター等、DV相談機関を掲載します。 ○DV相談窓口を記載したカード等を町内公共施設等に設置します。 ○町及びアバンセの女性相談窓口について、町の広報媒体等を活用して周知します。 	総務課 財政協働課 こども・保健課
3	DV防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるDV防止教育・啓発を実施します。 	財政協働課 学校教育課 社会教育課

3-2 相談支援体制の充実

【施策の方向性】

配偶者からの暴力（DV）、恋人等からの暴力（デートDV）等だけでなく、高齢者、障がいのある人等、あらゆる立場の人が暴力や虐待を受けないようにしていくことが重要です。

このため、関係機関等を連携した相談支援体制を構築し、被害を受けた人が相談しやすい環境づくりを進めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	DV被害の通報体制の整備	○DV被害を発見しやすい立場にある介護事業所関係者、民生委員・児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	こども・保健課 福祉課
2	被害者の相談体制の充実	○被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。	こども・保健課 福祉課 総務課
3	多様な被害者への配慮	○被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	財政協働課 福祉課
4	庁舎内の連携	○被害者に関係のある部署の担当者と連携を取り、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を広げる研修を行います。 ○県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。	こども・保健課 福祉課

3-3 こどもや若年層に対する取組の推進

【施策の方向性】

暴力や虐待は、こども・若者の心身に生涯にわたって深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、暴力や虐待への対応を強力に進めていく必要があります。

このため、学校や関係機関等と連携して暴力や虐待事案の把握と早期対応に努め、こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう取り組みます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	こどもや若年層に対する性暴力被害に関する教育の推進	○こどもや若年層であっても性暴力を認識し、加害を行わず、被害に遭った場合は被害を認識し、訴えることができるよう低年齢からの教育を推進します。	学校教育課
2	児童生徒に対するDV防止教育の推進	○将来の被害者や加害者の発生を防止するため、性教育学習・CAPプログラム・さくらんぼプログラム等により、児童生徒に対し発達段階に応じたDV防止教育を推進します。	学校教育課 こども・保健課
3	児童虐待防止対策の推進	○「児童虐待防止推進月間」（11月）と「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日から25日まで）とをあわせて、集中的な広報・啓発活動を実施します。	こども・保健課
4	こども・若者の人権についての啓発の充実	○こども・若者の人権が尊重され、自由と自立が阻害されないよう、こども・若者の人権啓発を「人権週間」（12月4日から10日まで）等を通じて学校や人権擁護委員等と連携して推進します。	総務課 学校教育課
5	子育てに関する相談支援	○乳幼児健診等の中で、子育てに対する不安や子育てに困難を抱く親への相談対応等を行うとともに、学校・保育園等と連携しながら虐待防止に努めます。	こども・保健課 学校教育課

3-4 被害者の保護・支援に関する取組の推進

【施策の方向性】

DVや虐待等の被害者の安全確保と自立支援に向けた対応のため、関係各機関が連携して、被害者にとって最善の支援に努めることが求められます。

このため、被害にあった人への相談体制や関係機関への連絡調整に取り組むとともに、二次被害の防止や被害者の回復を支援するため、関係者への研修の充実に取り組みます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	被害者の保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の保護が必要な事案が発生した場合は、警察、医療機関、その他関係機関と連携を図り、被害者の保護を第一に対応に努めます。 ○DV加害者の追及を抑止するため、被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧の制限を行います。 ○被害者が他の市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出が円滑に行えるよう、転出先の市町村との連携に努めます。 	こども・保健課 福祉課 住民課
2	継続的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子寡婦福祉施策の活用等、福祉や雇用等の各種制度を活用し、自立に向けた継続的な支援体制を行います。 	こども・保健課 福祉課
3	町職員に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○町内関係機関の担当者がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割等を理解し、二次被害を防止するため、町職員に対する研修を行います。 	こども・保健課 福祉課 総務課

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

4-1 生涯にわたる健康の維持増進

【施策の方向性】

女性の心身の状態は、ライフステージ^(※)により大きく変化します。また、男性は、性別役割分担意識の影響により、仕事の重圧や弱音の吐きづらさ等、精神的に孤立しやすいといわれています。男性が抱える不安や生きづらさの緩和を図るための配慮も求められます。

そのため、性別等にかかわらず健康の維持・増進を支援するとともに、女性においては妊娠・出産期に関する支援に取り組みます。また、女性の「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^(※)（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も含めた正しい知識を啓発するとともに、性別等にかかわらない相談支援に取り組みます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	生涯にわたる健康の保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、ライフステージに応じた適切な健康診断等の受診を促進し、健康の保持・増進を図ります。 ○性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）や心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めます。 	こども・保健課
2	学校教育における性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた性知識・生命の尊厳や男女平等意識、性に関して自ら考え判断する力を身につけることができるよう性教育を推進します。 	学校教育課
3	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。 	財政協働課 こども・保健課
4	妊娠・出産・子育て期における女性の支援体制の充実（子育て包括支援センター）	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児健診等のあらゆる機会をとらえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。 	こども・保健課

No	施策	主な取組	主な担当課
5	健康教育と健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none">○公民館等を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。○健康相談については、健康福祉センターで随時実施します。	こども・保健課 福祉課

4-2 地域防災における男女共同参画の推進

【施策の方向性】

「吉野ヶ里町地域防災計画」（2022（令和4）年6月改訂）では、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める」と示されています。

このため、地域防災の推進に当たり、性別等にかかわらず責任と役割をもって取り組めるよう、男性の視点に偏りがちな防災分野について、女性の視点の反映や女性の積極的な参画の促進に努めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	防災分野における政策・方針決定過程等に女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○町の防災会議に女性委員等の参画を拡大します。 ○自主防災組織の構成員に女性を配置するよう地域に呼びかけます。 ○女性消防団員の確保に努め、防災対策における女性の活躍を推進します。 	総務課
2	防災対策、避難所運営、相談支援等に女性の視点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用物資の備蓄や避難計画等の検討に女性の参画を推進します。 ○避難所の運営や被災者支援等においては、男女でニーズの違いがあるため、避難所の運営や相談支援の担当責任者に女性を配置する等、男女双方の視点に配慮するよう努めます。 	総務課 福祉課
3	防災訓練の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が参加する自主的な訓練や保育・教育の場で実施する訓練を支援するとともに、住民参加の防災訓練について検討を進めます。 	総務課

4-3 誰も取り残さないための支援

【施策の方向性】

女性をめぐる課題は、性暴力・性犯罪被害、生活困窮、家庭関係の破綻等、複雑化・複合化しています。本町においても、様々な困難な問題を抱える女性をサポートできる相談支援体制を構築し、関係機関の連携による適切な支援を行う必要があります。

このため、一人で子どもを育てる世帯や、高齢者や障がいのある人を家族が介護・介助する世帯に対する様々な支援やサービスの充実により、家庭生活における負担を軽減し、幸せを感じられる人生を過ごせるよう取組を進めます。また、国際化に伴う文化や価値観の違いや性的マイノリティの人への理解を促進し、多様性を尊重できる社会づくりに取り組めます。

【主な施策内容】

No	施策	主な取組	主な担当課
1	相談業務の周知	○役場をはじめ、民生委員・児童委員、佐賀県母子相談員等の各相談先の周知を図ります。 ○国や県等の相談先について周知を図ります。	財政協働課 子ども・保健課 福祉課
2	ひとり親家庭等への支援	○児童扶養手当支給（母子及び父子家庭等）や医療費助成を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭等の経済支援を行います。 ○一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に県と連携して「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定に向け支援を行います。	子ども・保健課
3	生活上の困難に直面する女性等への支援	○貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、町営住宅に入居を希望する場合は適宜相談を受け付けます。	建設事業課
4	高齢者が安心して生活できる環境づくり	○高齢者が安全・安心に暮らせる地域包括ケアシステム ^(※) を推進します。	福祉課
5	障がい者が自立して生活できる環境の整備促進	○障がいのある人が個性や能力を生かして在宅生活を過ごせるよう、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。	福祉課

No	施策	主な取組	主な担当課
6	外国人が安心して生活できる環境づくり	○地域において多様性を尊重し、外国人も安全・安心に暮らせるコミュニティづくりを推進します。	財政協働課
7	SOGIE ^(※) や性的マイノリティに対する理解の促進	○一人ひとりの個性や多様な価値観を尊重する視点からSOGIEや性的マイノリティについて学ぶ機会を提供し、理解が進むよう啓発を行います。	学校教育課 社会教育課

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画社会の実現を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

このため、本計画が効果的に機能するよう、関係各課は男女共同参画関連施策について関与・推進に努めます。

(2) 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画進捗管理委員会

識見を有する者、各種団体を代表する者、公募町民等から構成される「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画進捗管理委員会」を設置し、本計画の進捗の点検・評価や審議等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

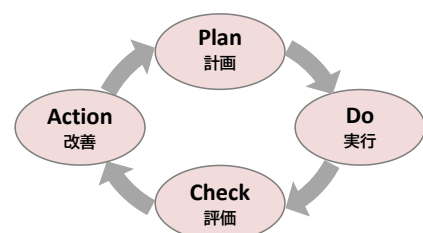
(3) 関係機関・団体等との連携

男女共同参画に係る各施策を効果的に推進するため、国・県をはじめ、関係機関・団体等との連携・協力体制を一層強化します。

また、企業や町民団体等の人権にかかわる自主的な活動を支援するとともに、各団体等との連携を図り、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、男女共同参画の普及・浸透に努めます。

2. 計画の管理と評価

本計画は、PDCAサイクル^(※)に基づき、本計画に記載の各施策の進捗状況等を評価・検証し、必要に応じた改善や修正を行います。



3. 目標数値

指標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	計画 体系	担当課
基本目標1 男女共同参画に関する意識の醸成				
【町民】「男女共同参画社会」の認知度(「言葉も内容も知っている」の割合)	47.1%	80%	1-1	財政協働課
【中学生】「男女共同参画社会」の認知度(「言葉も内容も知っている」の割合)	34.2%	80%	1-1	財政協働課
【職員】「男女共同参画社会」の認知度(「言葉も内容も知っている」の割合)	82.9%	100%	1-1	財政協働課
【町民】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と役割を固定する考え方に反対(「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」の合計の割合)	76.8%	80%	1-1	財政協働課
社会教育における男女共同参画関係の講座・セミナー等の開催回数	8回	8回	1-2	社会教育課
【職員】男女共同参画関係の研修・講演会等の出席者数(延べ人数/年)	68人	150人	1-2	総務課 財政協働課
町男性職員の育児休業取得率	0% (R6年度)	85%	1-3	総務課
町職員の一人当たりの年次休暇取得率	26.7% (R6年中)	30%	1-3	総務課
基本目標2 女性が活躍しやすい社会づくり(※女性活躍推進計画含む)				
町職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	23.5%	30%	2-1	総務課
女性農業委員数(全11人)	3人	3人	2-1	農林課
女性自治会長及び副自治会長数(全39地区)	0%	10%	2-1	総務課
町の審議会等において、構成員に女性委員がいる審議会等の割合	88.9%	100%	2-1	財政協働課

指標	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)	計画 体系	担当課
町の審議会等における女性委員の割合	27.9%	40%	2-1	財政協働課
【町民】日常生活の「仕事」と「家庭生活」のバランスの実際の優先度(「仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立している」の割合)	35.6%	50%	2-3	財政協働課
【職員】日常生活の「仕事」と「家庭生活」のバランスの実際の優先度(「仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立している」の割合)	32.5%	50%	2-3	財政協働課
利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業利用者数	25,065人	25,000人	2-3	こども・保健課
「子育て応援宣言事業所」の数	10社	12社	2-3	こども・保健課
基本目標3 暴力のない社会づくり(※DV被害者支援計画含む)				
DV 防止啓発セミナーや相談窓口などの周知・案内	12回	12回	3-1	財政協働課
町内小中学校における男女共同参画(暴力・性・性的マイノリティ等)に関する教育(授業・講座等)の実施回数(1校あたり)	2回	2回	3-3 1-2	学校教育課
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり				
がんの検診受診率	乳がん検診 16.6% 子宮頸がん検診 22.6% (R6年度)	40%	4-1	こども・保健課
特定健診実施率	48.3% (R6年度)	60%	4-1	こども・保健課
防災訓練の推進(訓練実施回数)	1回	2回	4-2	総務課
地域防災会議の女性の割合	1人	3人	4-2	総務課

資料編

1. 用語の解説

あ 行

■育児休業

育児・介護休業法に定められた、原則1歳未満の子どもを養育するための休業のこと。

■一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、事業所が自社の女性の活躍に関する状況の把握や管理職への女性登用等、具体的な取組内容をまとめたもの。一定数の労働者を雇用する企業に、策定・公表が義務付けられている。

■LGBTQ+

性的マイノリティ（性的少数者）の総称として使われる頭文字を並べた言葉。

Lesbian	レズビアン	こころの性が女性で、好きになる性も女性。
Gay	ゲイ	こころの性が男性で、好きになる性も男性。
Bisexual	バイセクシュアル	好きになる性が男性・女性の両方。
Transgender	トランスジェンダー	からだの性とこころの性が異なる。
Questioning	クエスチョニング	自分の性のあり方が自分でも分からない。自分の性のあり方を探している途中である。性別を決めたくない。
Queer	クィア	性的マイノリティの総称のひとつ。差別的に使われる意味だったが、最近は当事者が自称する表現として使われている。
+	プラス	ほかにも様々な性のあり方があることを示す。

■エンパワーメント

「em+power」で「パワーを与える」という意味になり、男女共同参画の分野では女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力をもった主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。

か 行

■介護休業

育児・介護休業法に基づき、労働者が要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある家族を介護するために認められている休業のこと。

■家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いをもとに経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。農業経営に関するルールを明確化し、農業経営の近代化を図ることを目的とするもので、女性農業者の地位の確立や農業後継者の育成につながることを期待されている。

■強制的性交

暴行または脅迫によって性交・肛門性交・口腔性交をすること。

■グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和、環境問題等、世界的問題の解決のために提携すること。

さ 行

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／Gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■ジェンダー・ギャップ

各国における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもの。世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の4つ分野のデータから作成し、毎年発表している。

■性的マイノリティ

性的少数者のこと。「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」等、性のあり方が少数派の人々を表す総称。LGBT、LGBTQ+、セクシュアルマイノリティとも呼ばれる。

■セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Sexual and Reproductive Health and Rights：SRHR と略される）は、自分のセクシュアリティや望む時に望むだけのこどもを持つことを全ての人が自分で決められる性と生殖に関する健康と権利のこと。このため、避妊の方法や不妊治療について知ること、生殖器のがんや感染症の予防や治療について知ること、母子保健や育児支援が重要であり、SRHR はこれらすべてを大切にす理念である。

■SOGIE

SOGIとは、Sexual Orientation and Gender Identityの略で、ソジ・ソギと読み、「性的指向と性自認」という意味。それに性別表現（Gender Expression）を加えた用語がSOGIE（ソジー・ソギー）である。なお、性的指向とは、性的な魅力をどのような相手に感じるか、感じないかという概念のこと。性自認とは、自分が自分の性別をどのように認識しているかということ。

た 行

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

■地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される仕組みのこと。地域包括ケアシステムにおける地域の範囲は、「おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏（例として中学校区の単位等）」とされており、圏域の地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者や関係機関が連携して構築に取り組んでいる。

は 行

■PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

■フレックスタイム

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。

■包摂的な社会

全ての人々を排除せず、ともに生きることができる社会を目指す考え方のこと。

ま 行

■マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産に当たって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。

ら 行

■ライフステージ

人間の一生において、出生・入学・卒業・就職・結婚・出産・子育て・介護・退職等、節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のことをいう。

■テレワーク

職場から離れた場所で仕事を行う勤務形態のこと。在宅勤務等。

■レジリエント

回復力や弾性（ひずみを元に戻す性質）等の意味を持つ英語。人や組織等のビジネス分野でもレジリエントの言葉が使われる。例えば、ビジネス上の危機等、困難な状況に対処するしなやかさや強靱な回復力を身に付け、問題点の解決や人・組織の成長につなげていくというもの。自然災害等からの回復力の意味にもレジリエントが使われる。

わ 行

■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活、自己啓発等も充実させること。

2. 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 委員名簿

	所属等	氏名（敬称略）
1	識見を有する者 （アバンセ館長、認定NPO法人 被害者支援ネットワーク 佐賀VOISS理事長）	田口 香津子
2	識見を有する者 （特定非営利活動法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会）	石橋 裕子
3	農業関係者 （JAさが神埼地区女性部 三田川支部 部長）	安武 理恵
4	吉野ヶ里町区長会 （田手村地区 区長）	古賀 政信
5	吉野ヶ里町商工会女性部 （理事）	田中 美智子
6	町内企業の代表者 （田中電子工業株式会社 経営管理部長）	匝瑳 洋平
7	民生委員児童委員	徳安 和子
8	人権擁護委員	豊留 和則
9	公的機関関係者 （町立東脊振中学校 校長）	福田 泰司
10	公的機関関係者 （アバンセ 男女共同参画事業部長）	西川 宗邦
	オブザーバー （吉野ヶ里町 副町長）	中島 武子

3. 計画策定の経緯

年月日	内 容
令和7年9月1日～ 9月16日	アンケート調査の実施 ・18歳以上の町民（2,000人） ・町内の中学3年生（170人） ・町職員全員（152人） ・本町に所在する事業所（39事業所）
令和7年11月13日	第1回 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 (1)「第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」の策定に当たって (2)「吉野ヶ里町の現状」について (3) アンケート調査結果 (4) 現行計画の進捗状況
令和7年12月25日	第2回 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 (1)「第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」素案について (2) 計画の名称について
令和8年1月20日	第3回 吉野ヶ里町男女共同参画基本計画策定委員会 (1)「第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」案について
令和8年2月2日～ 2月11日	パブリックコメントの実施
令和8年3月	吉野ヶ里町議会 3月定例会で報告

4. アンケート調査結果（概要）

1. 概要

《実施期間》 令和7年9月1日～9月16日

《対象者及び回収率》

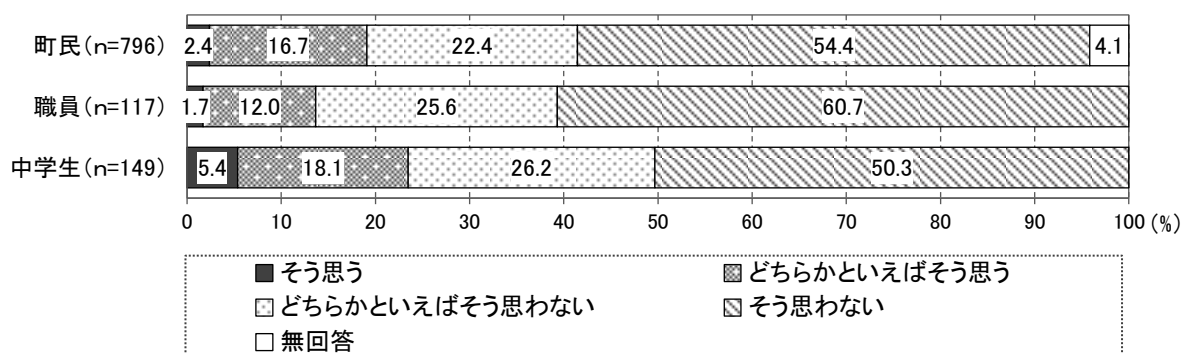
対象者	対象人数	回収数	回答率
18歳以上の町民	2,000人	796人	39.8%
町内の中学3年生	170人	149人	87.6%
町職員全員	152人	117人	77.0%
本町に所在する事業所	39事業所	17事業所	43.6%

2. 調査結果

(1) 結婚や家庭生活について

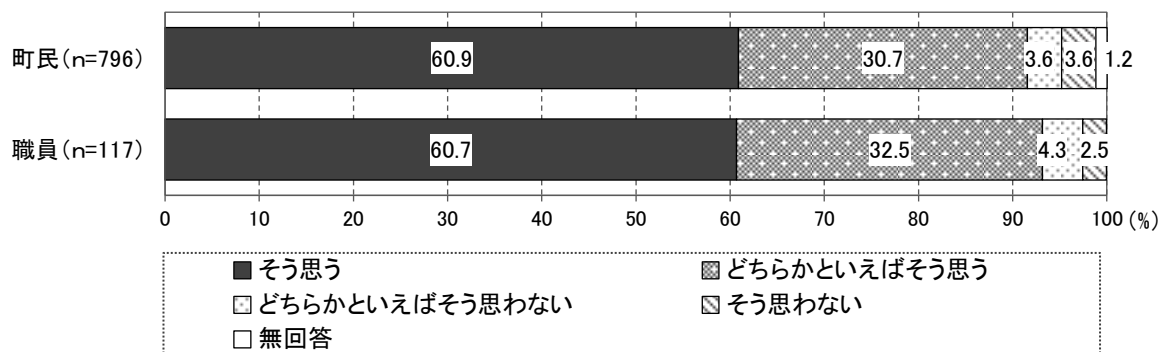
問 夫婦のあり方について、あなたの考えに近いものはどれですか。

① 夫（男性）は外で働き、妻（女性）は家庭を守るべきである



◇ 「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合は、町民で76.8%、職員で86.3%、中学生で76.5%です。

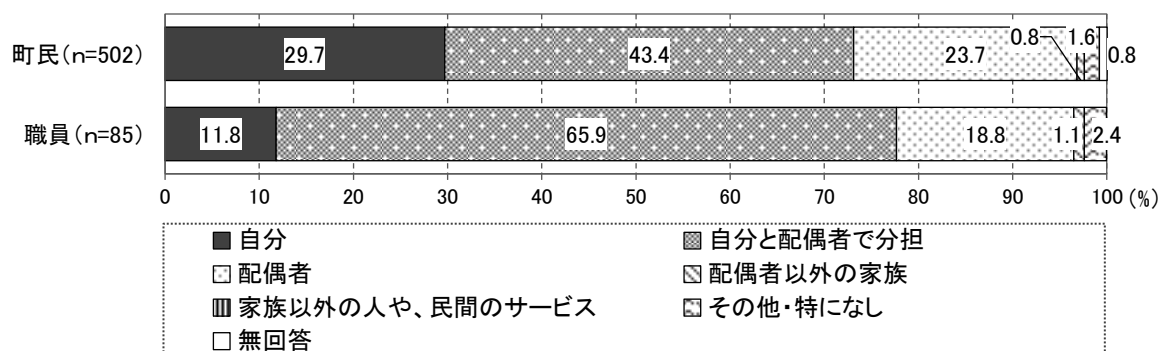
② 夫（男性）も妻（女性）も仕事と家庭を両立できる方がよい



◇「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合は、町民で91.6%、職員で93.2%です。

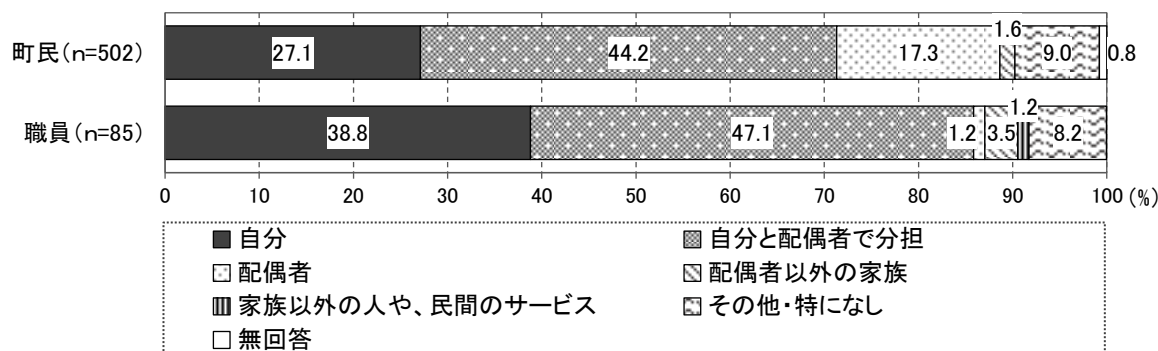
問 あなたの家庭で、生活に必要な家事等は、主に誰の役割ですか。

① 掃除・洗濯



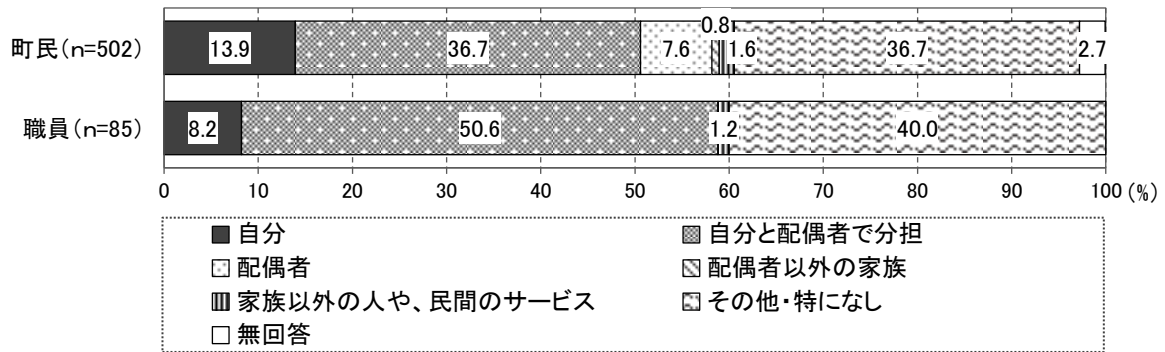
◇「自分と配偶者で分担」の割合は、町民で43.4%、職員で65.9%です。

② 町内会等の地域活動への参加



◇「自分と配偶者で分担」の割合は、町民で44.2%、職員で47.1%です。

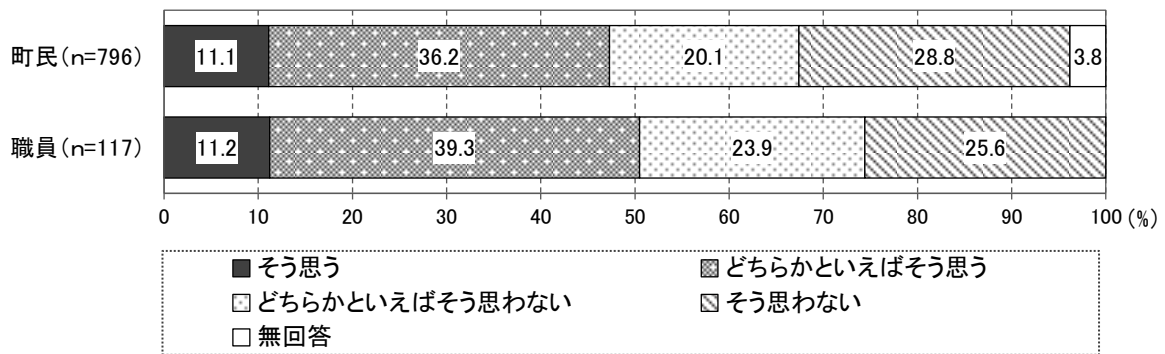
③ 家族の世話（介護・看護）



◇「自分と配偶者で分担」の割合は、町民で36.7%、職員で50.6%です。

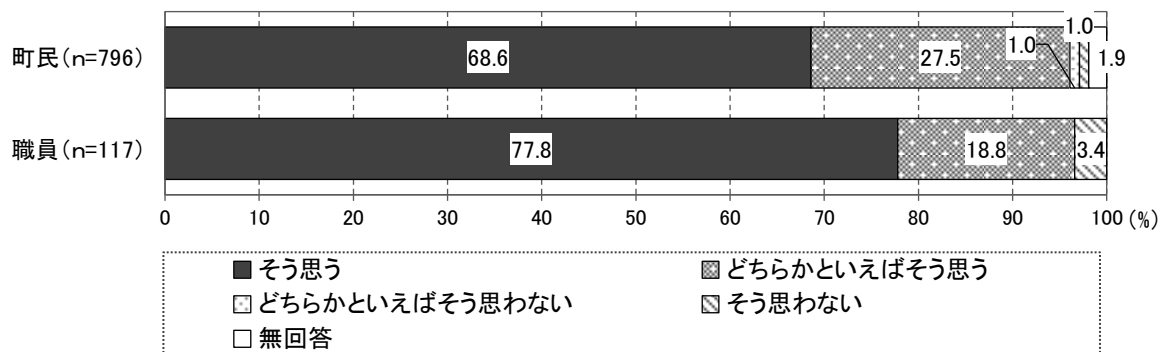
問 こどもの育て方について、あなたの考えに近いものは何ですか。

① 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる



◇「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合は、町民で47.3%、職員で50.5%です。

② 女の子も男の子も、個性や才能を発揮できるように育てる

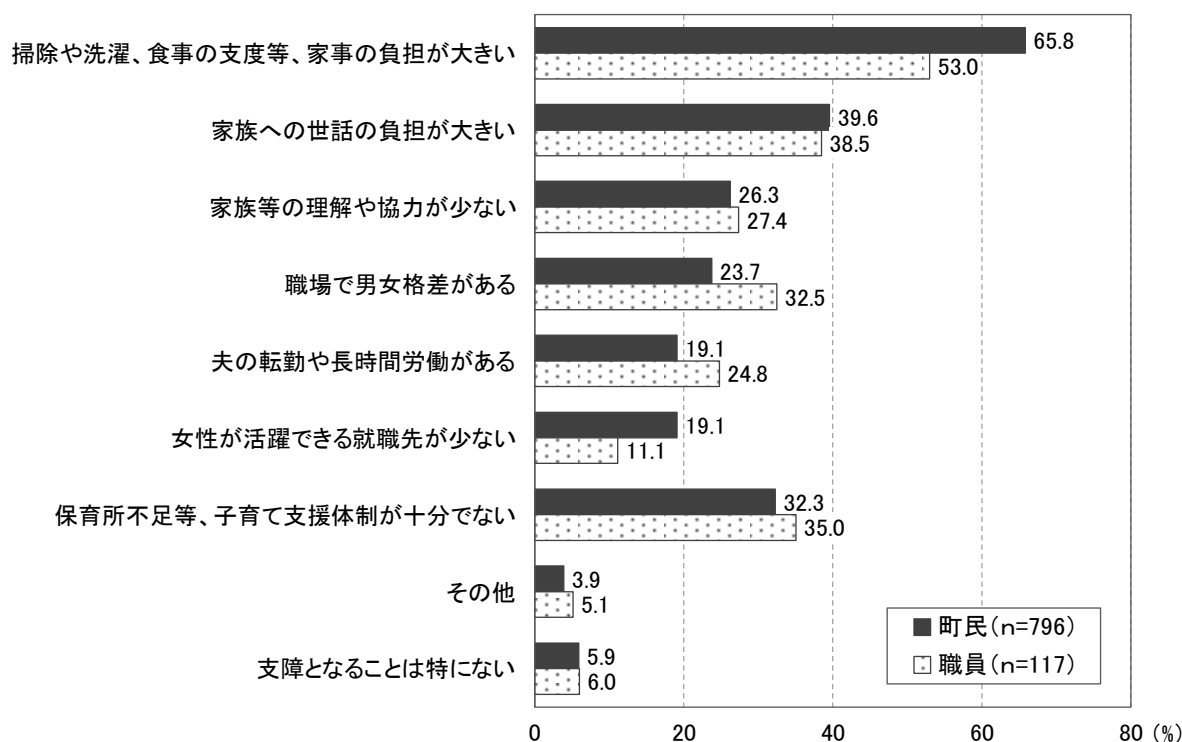


◇「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合は、町民で96.1%、職員で96.6%です。

(2) 仕事と生活について

問

あなたは、女性が働くうえで支障となるのはどのようなことだと思いますか。
【複数回答可】

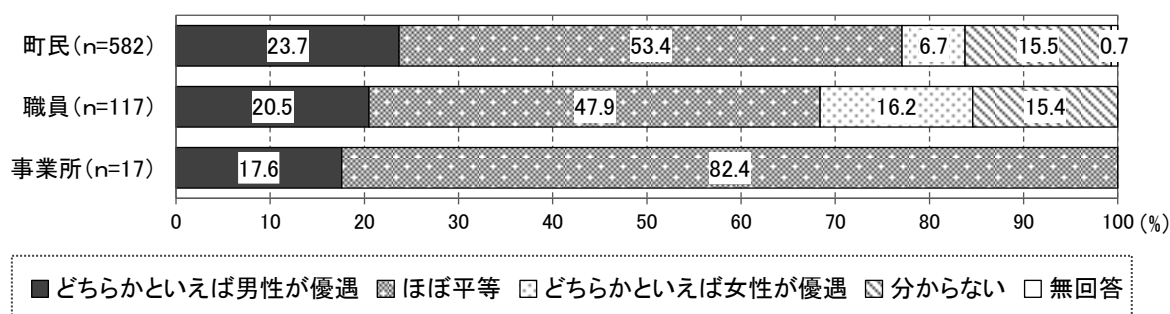


◇町民、職員ともに、「掃除や洗濯、食事の支度等、家事の負担が大きい」の割合が最も高く、次いで、「家族への世話の負担が大きい」、「保育所不足等、子育て支援体制が十分でない」の順となっています。

問

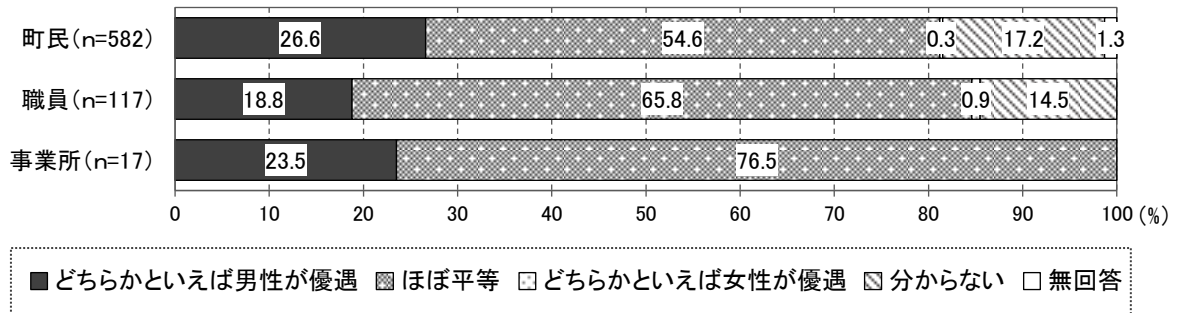
現在、あなたの働く場では、女性と男性は平等だと思いますか。

① 募集・採用



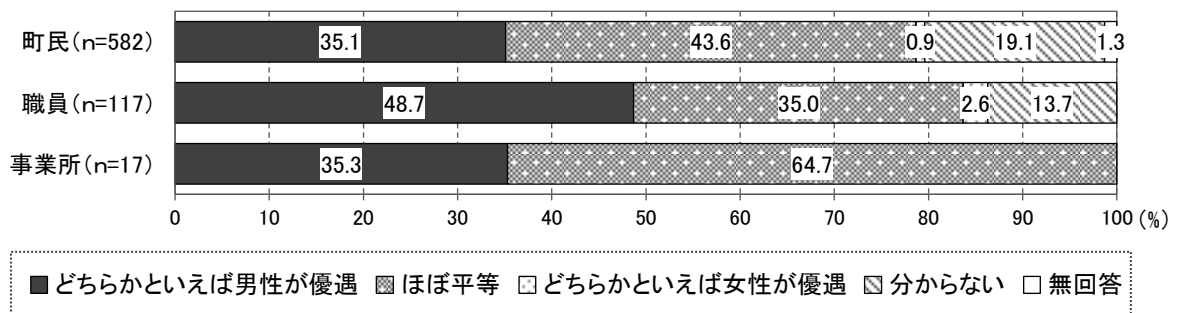
◇「ほぼ平等」の割合は、町民で53.4%、職員で47.9%、事業所で82.4%です。

② 賃金・昇給



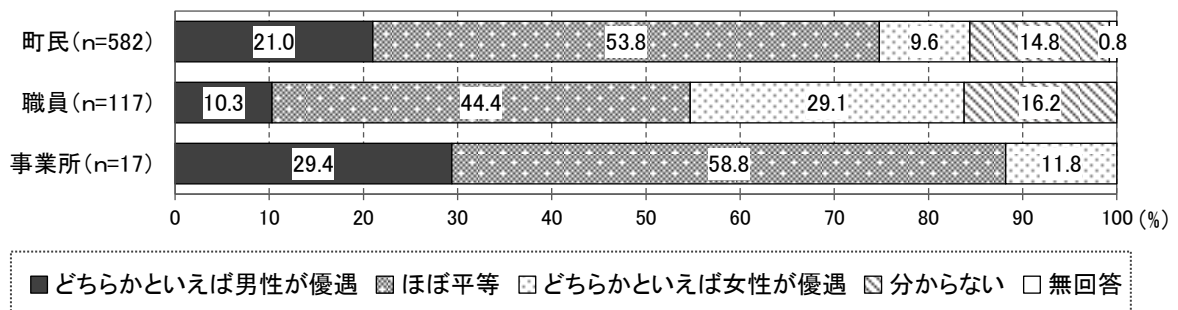
◇ 「ほぼ平等」の割合は、町民で 54.6%、職員で 65.8%、事業所で 76.5%です。

③ 昇進や昇格



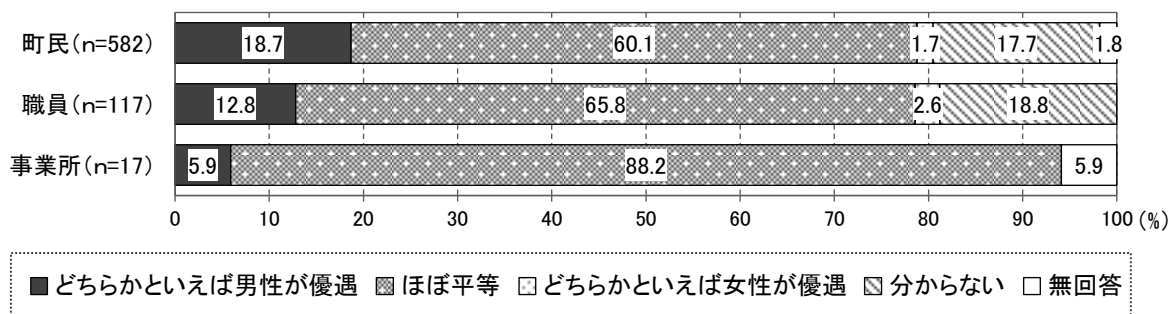
◇ 「ほぼ平等」の割合は、町民で 43.6%、職員で 35.0%、事業所で 64.7%です。

④ 仕事の内容



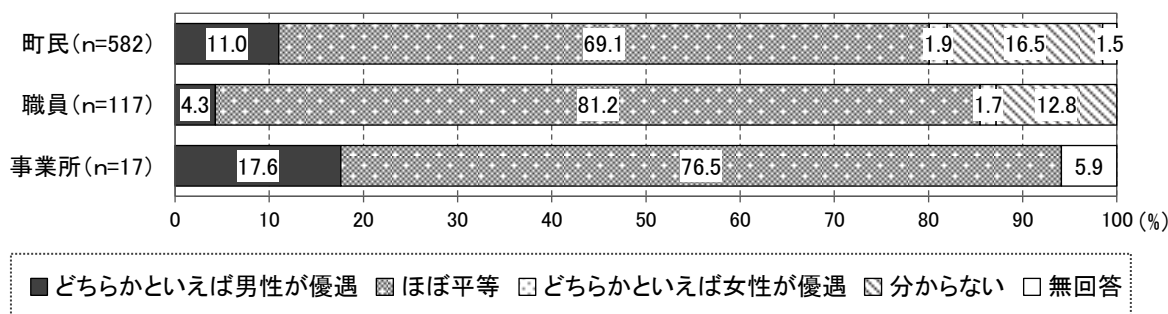
◇ 「ほぼ平等」の割合は、町民で 53.8%、職員で 44.4%、事業所で 58.8%です。

⑤ 能力評価・査定



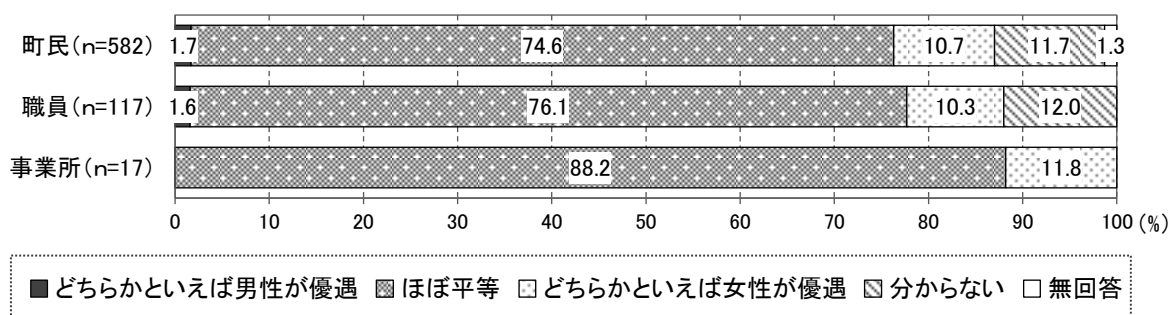
◇ 「ほぼ平等」の割合は、町民で60.1%、職員で65.8%、事業所で88.2%です。

⑥ 教育訓練や研修



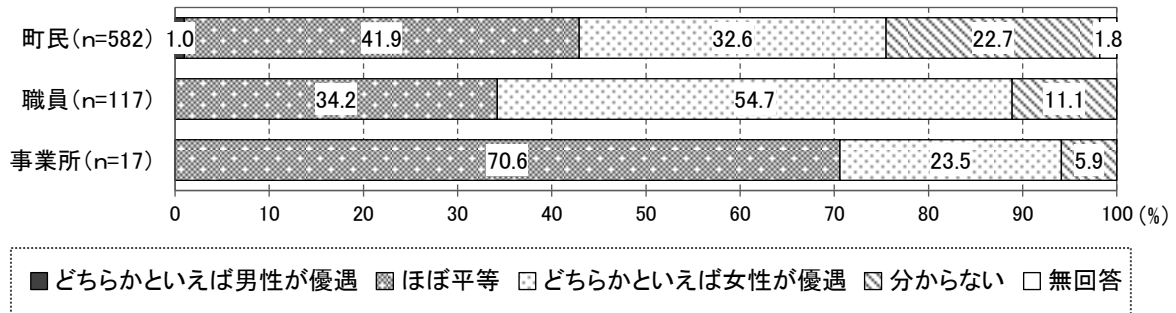
◇ 「ほぼ平等」の割合は、町民で69.1%、職員で81.2%、事業所で76.5%です。

⑦ 有給休暇の取得



◇ 「ほぼ平等」の割合は、町民で74.6%、職員で76.1%、事業所で88.2%です。

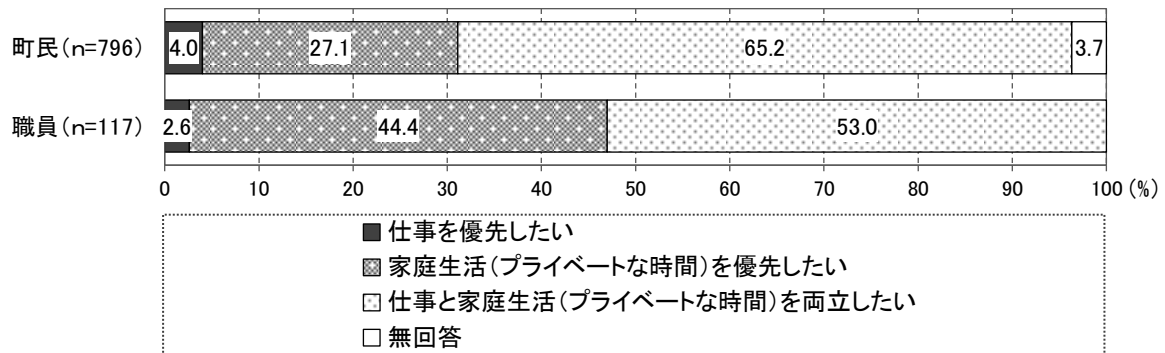
⑧ 育児休業・介護休業等の取得



◇「ほぼ平等」の割合は、町民で41.9%、職員で34.2%、事業所で70.6%です。

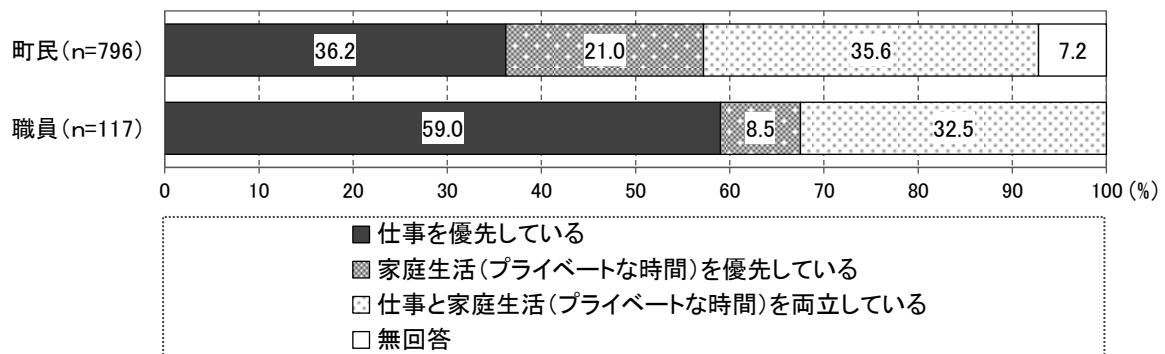
問 日常生活の「仕事」と「家庭生活」のバランスについて、
①希望する優先度と、②実際の優先度をお答えください。

① あなたの希望する（理想とする）優先度



◇「仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立したい」の割合は、町民で65.2%、職員で53.0%です。

② 実際の（現実の）優先度



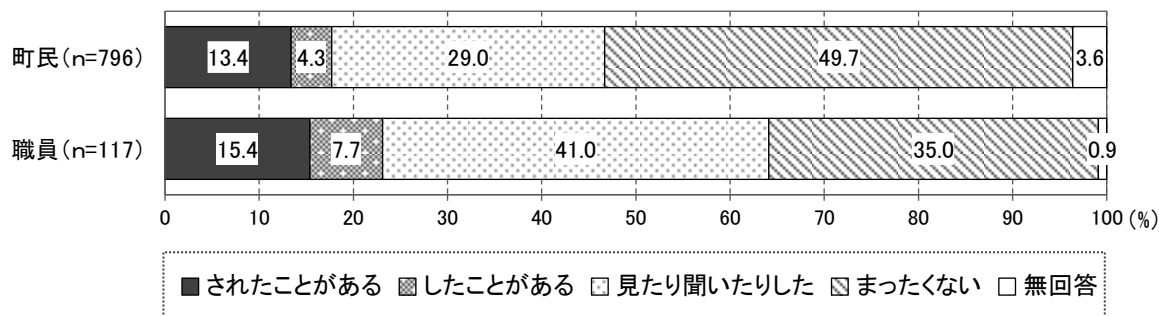
◇「仕事と家庭生活(プライベートな時間)を両立している」の割合は、町民で35.6%、職員で32.5%です。

(3) 女性の権利擁護や人権尊重について

問

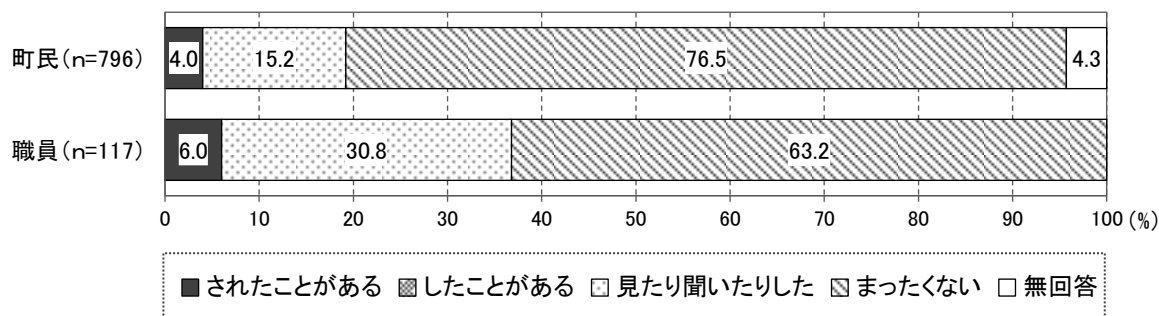
これまでにセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)をしたり、されたり、見聞きしたことがありますか。

① 年齢や容姿をからかう



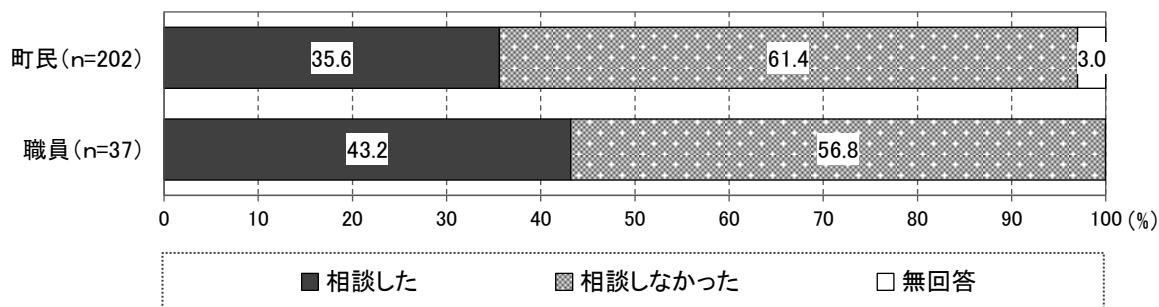
◇ 「されたことがある」の割合は、町民で13.4%、職員で15.4%です。

② 地位や権限を利用して、しつこく誘ったり性的な関係を迫ったりする



◇ 「されたことがある」の割合は、町民で4.0%、職員で6.0%です。

③ そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。 ※1つでも「されたことがある」と答えた人。

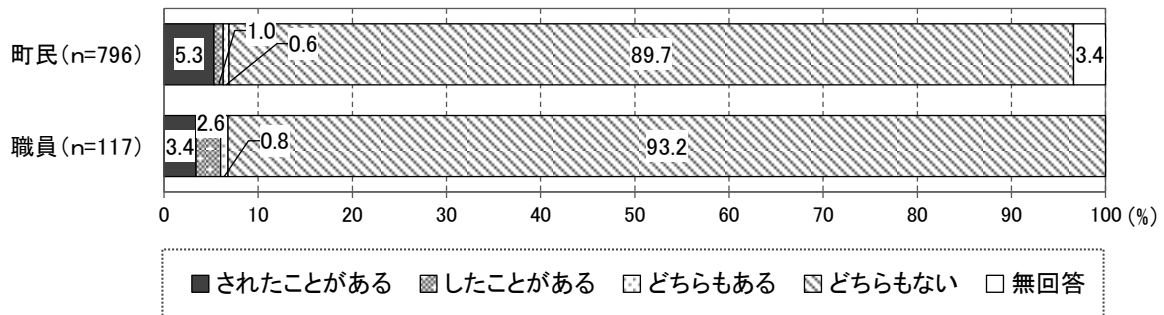


◇ 「相談しなかった」の割合は、町民で61.4%、職員で56.8%です。

問

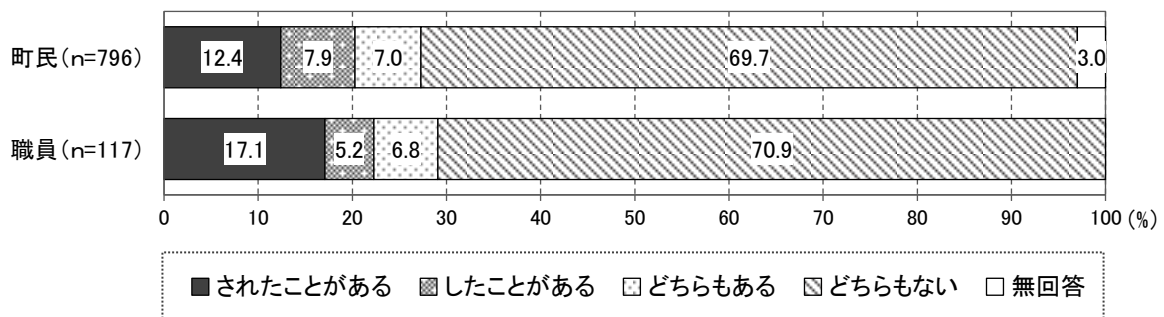
夫婦や恋人同士等の親しい間柄で、今までに次のようなことをしたり、されたりしたことがありますか。

① 望まない性的行為の強要



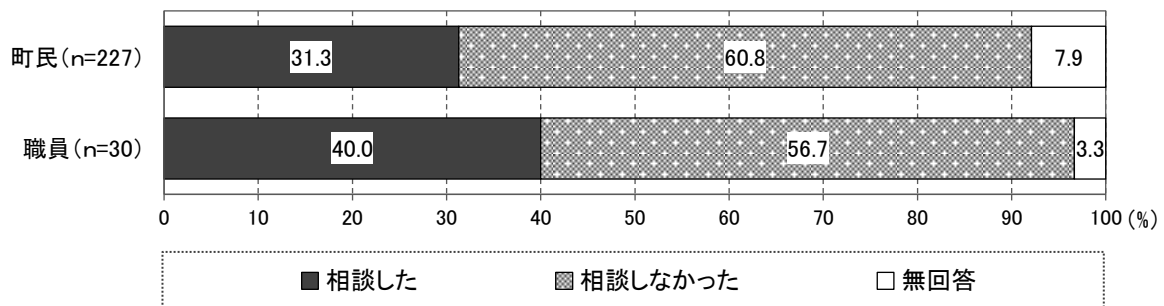
◇ 「されたことがある」の割合は、町民で5.3%、職員で3.4%です。

② 大声でどなる、威圧的な物言いをする



◇ 「されたことがある」の割合は、町民で12.4%、職員で17.1%です。

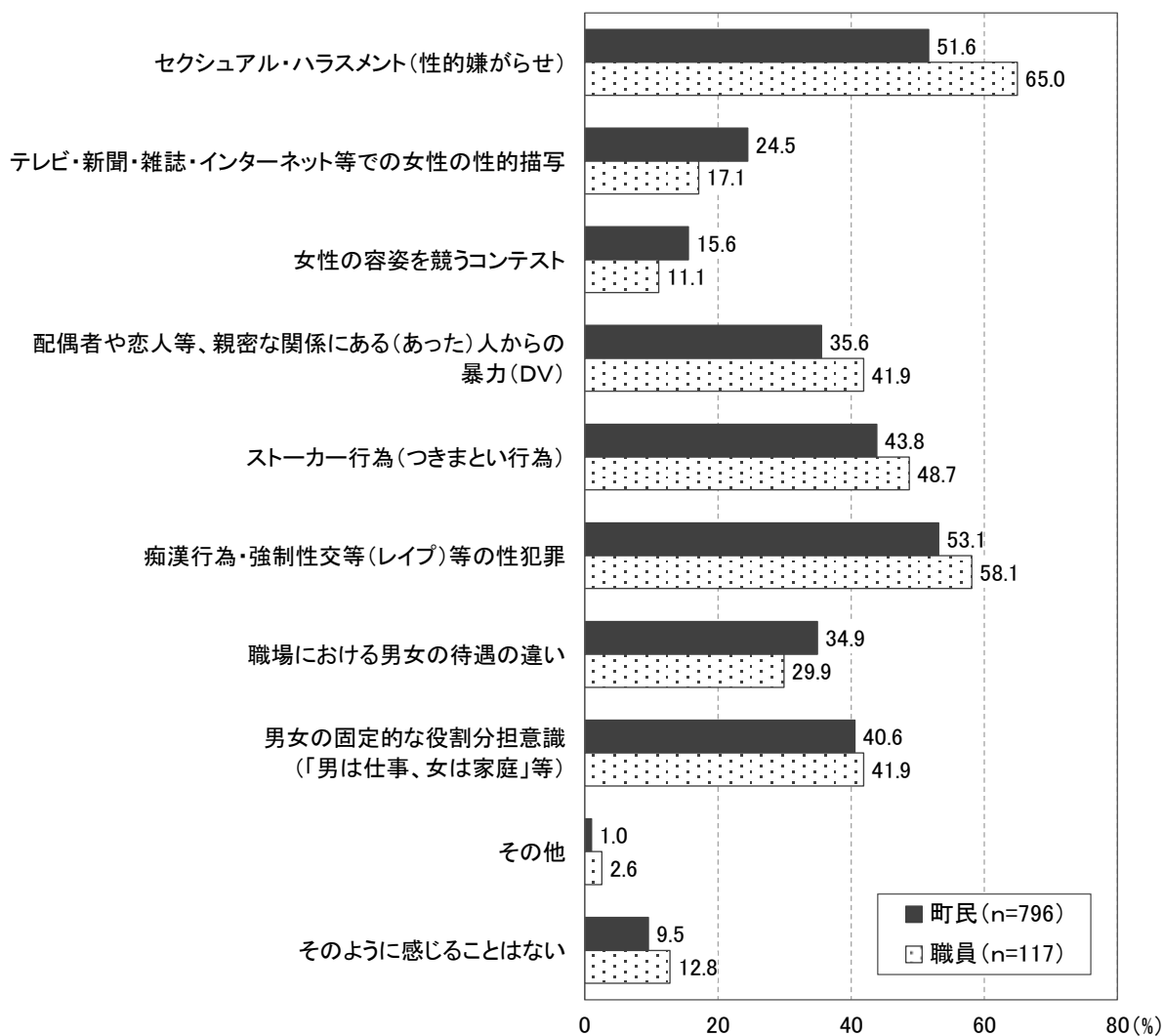
③ そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。 ※1つでも「されたことがある」・「どちらもある」と答えた人。



◇ 「相談しなかった」の割合は、町民で60.8%、職員で56.7%です。

問

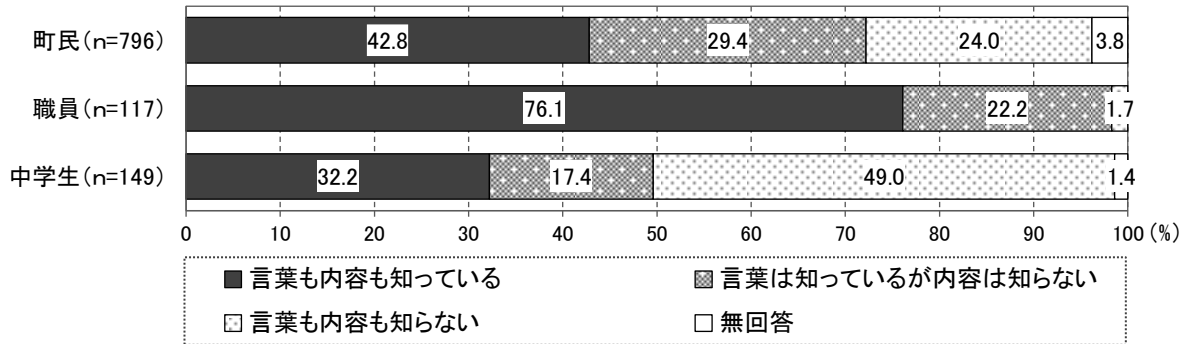
女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことですか。
【複数回答可】



◇町民、職員ともに、「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」、「痴漢行為・強制的性交等(レイプ)等の性犯罪」、「ストーカー行為(つきまとい行為)」の割合が高くなっています。

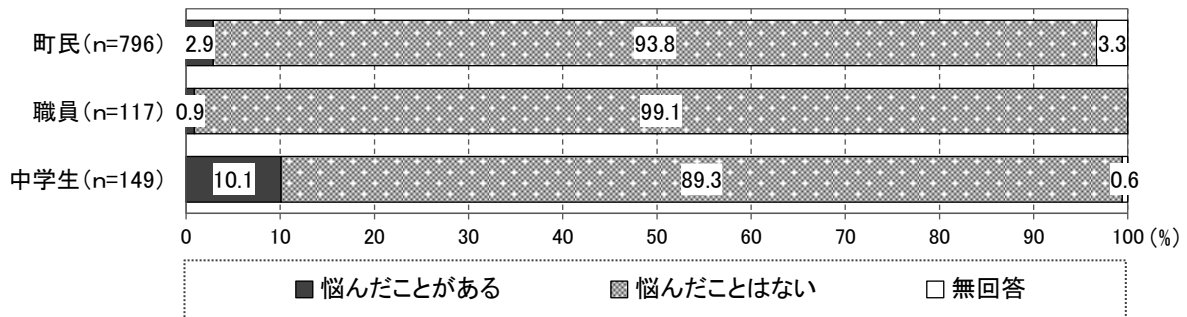
(4) 性の多様性について

問 「LGBTQ+」という言葉を知っていますか。



◇「言葉も内容も知っている」の割合は、町民で42.8%、職員で76.1%、中学生で32.2%です。

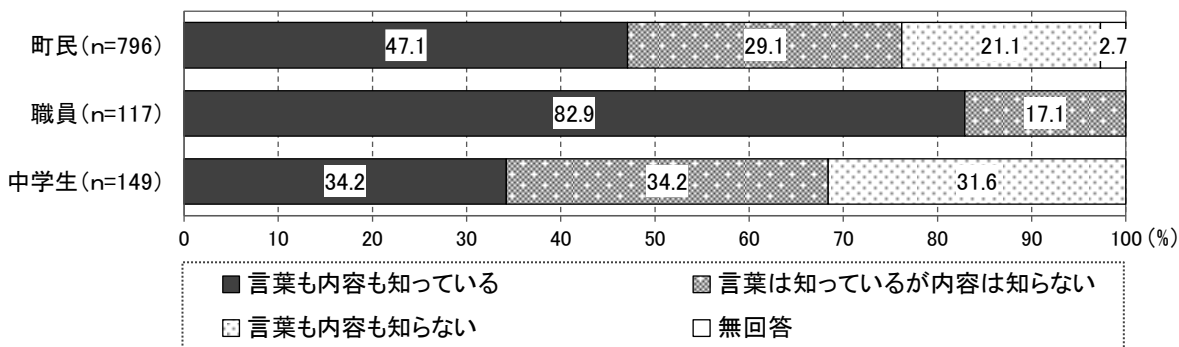
問 あなたは今までに自分のからだの性、こころの性または性的指向(同性愛等)に悩んだことがありますか。



◇「悩んだことがある」の割合は、町民で2.9%、職員で0.9%、中学生で10.1%です。

(5) 男女共同参画について

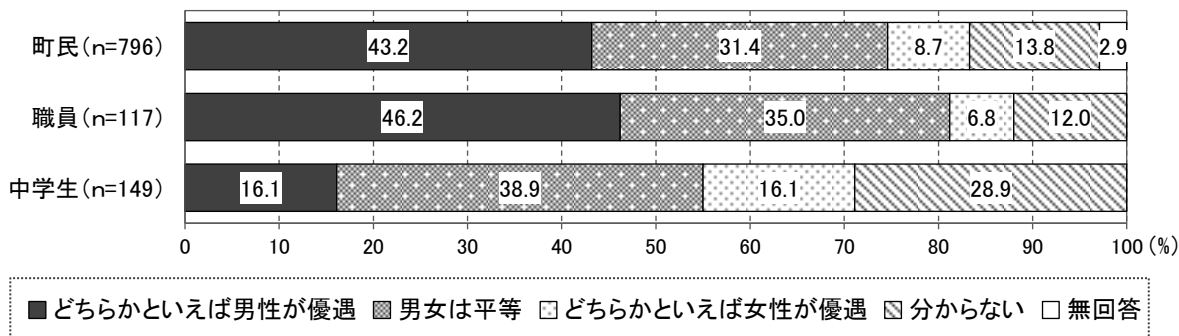
問 あなたは「男女共同参画」という言葉を知っていますか。



◇「言葉も内容も知っている」の割合は、町民で47.1%、職員で82.9%、中学生で34.2%です。

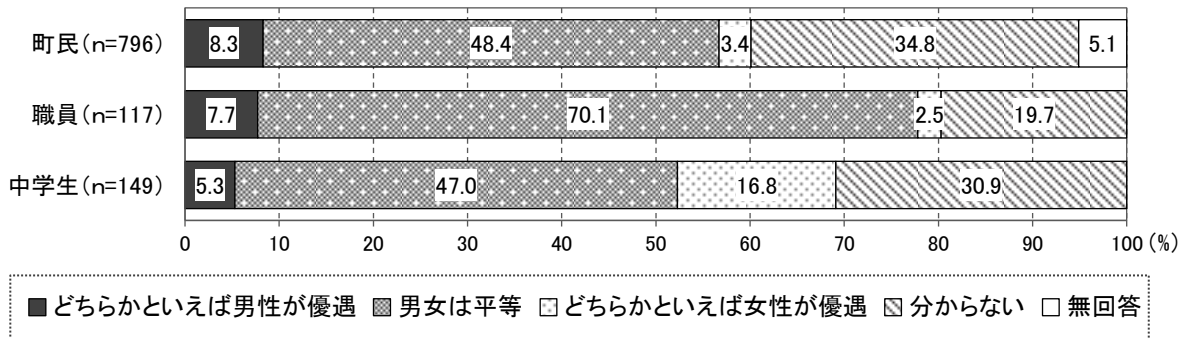
問 あなたは、今の社会では男女は平等になっていると思いますか。

① 家庭の中で



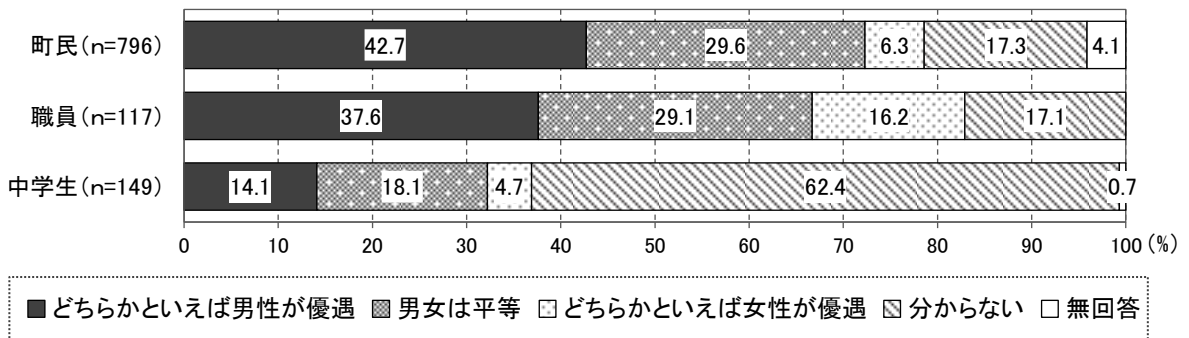
◇「男女は平等」の割合は、町民で31.4%、職員で35.0%、中学生で38.9%です。

② 学校の中で



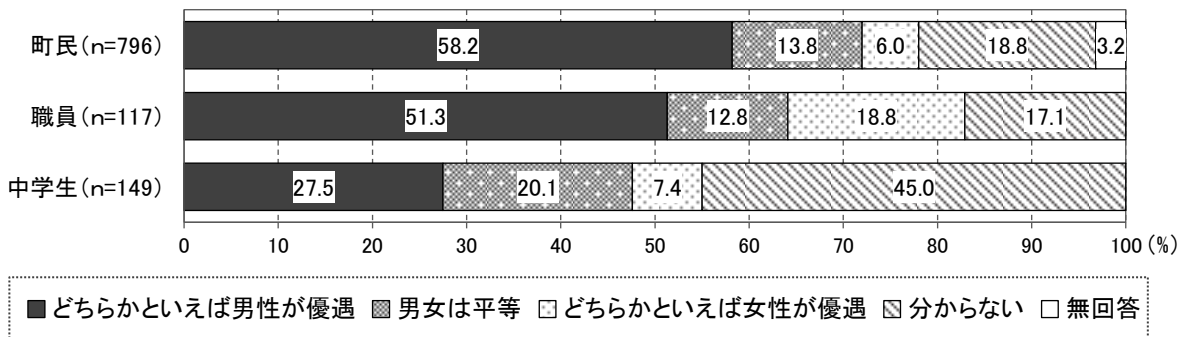
◇「男女は平等」の割合は、町民で48.4%、職員で70.1%、中学生で47.0%です。

③ 仕事の中で



◇「男女は平等」の割合は、町民で29.6%、職員で29.1%、中学生で18.1%です。

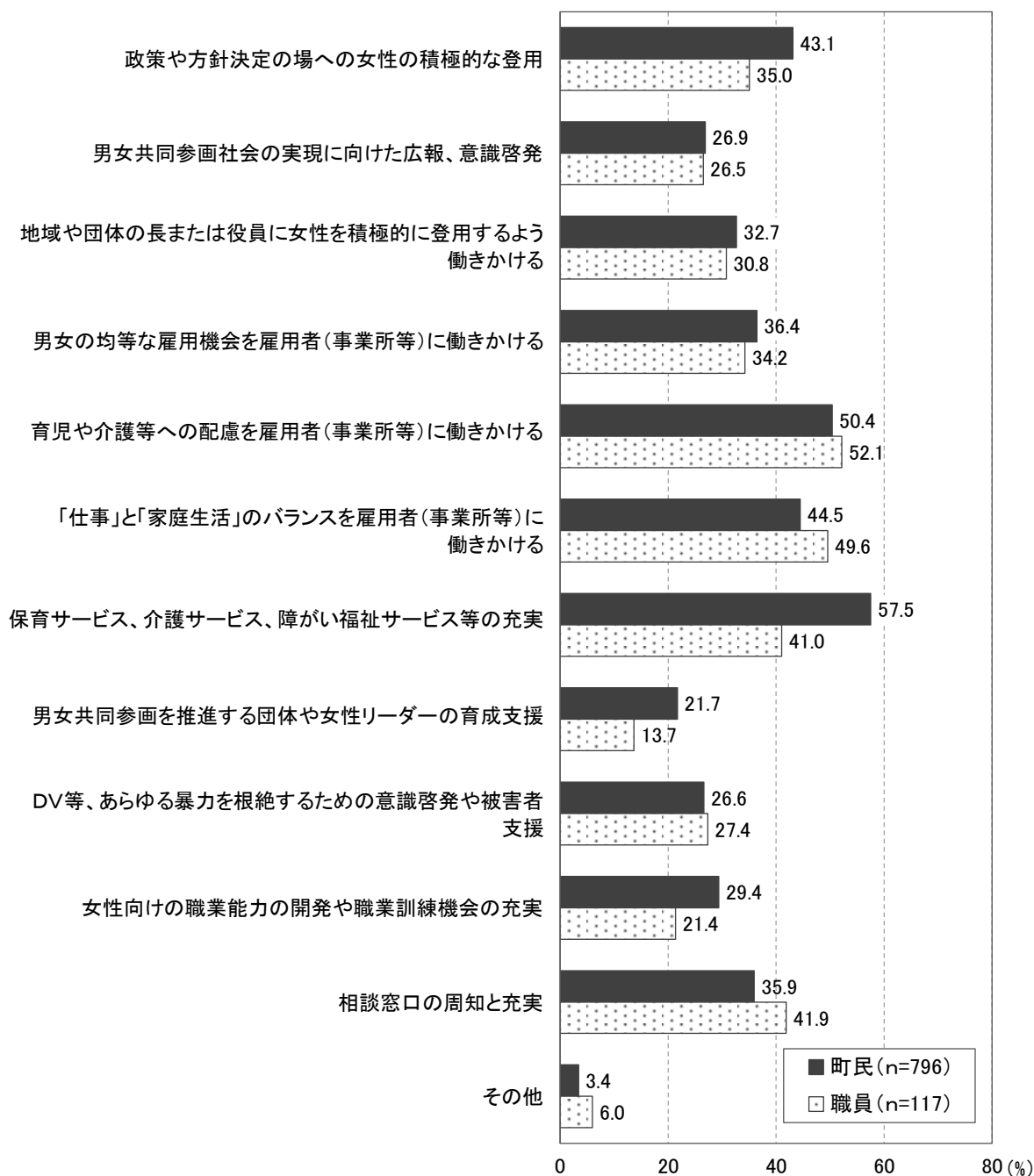
④ 社会全体で



◇「男女は平等」の割合は、町民で13.8%、職員で12.8%、中学生で20.1%です。

問

男女共同参画社会の実現を目指し、今後、吉野ヶ里町はどのようなことにか
 を入れればよいと思いますか。【複数回答可】



◇町民では、「保育サービス、介護サービス、障がい福祉サービス等の充実」が57.5%で最も高く、次いで、「育児や介護等への配慮を雇用者(事業所等)に働きかける」、「『仕事』と『家庭生活』のバランスを雇用者(事業所等)に働きかける」の順となっています。

◇職員では、「育児や介護等への配慮を雇用者(事業所等)に働きかける」が52.1%で最も高く、次いで、「『仕事』と『家庭生活』のバランスを雇用者(事業所等)に働きかける」、「相談窓口の周知と充実」の順となっています。

第3次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画

発行年月：令和8年3月

発行：吉野ヶ里町役場 財政協働課

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

TEL：0952-53-1111（代表）／FAX：0952-52-6189
